

令和4年度
公民館年報
(令和3年度事業報告)



猪名川町中央公民館

1. 猪名川町の概要

猪名川町は、兵庫県の南東部に位置し、南東を川西市、南西を宝塚市、西を三田市、北を丹波篠山市、東は大阪府能勢町に接し、町域の面積の約80%を山林が占めています。

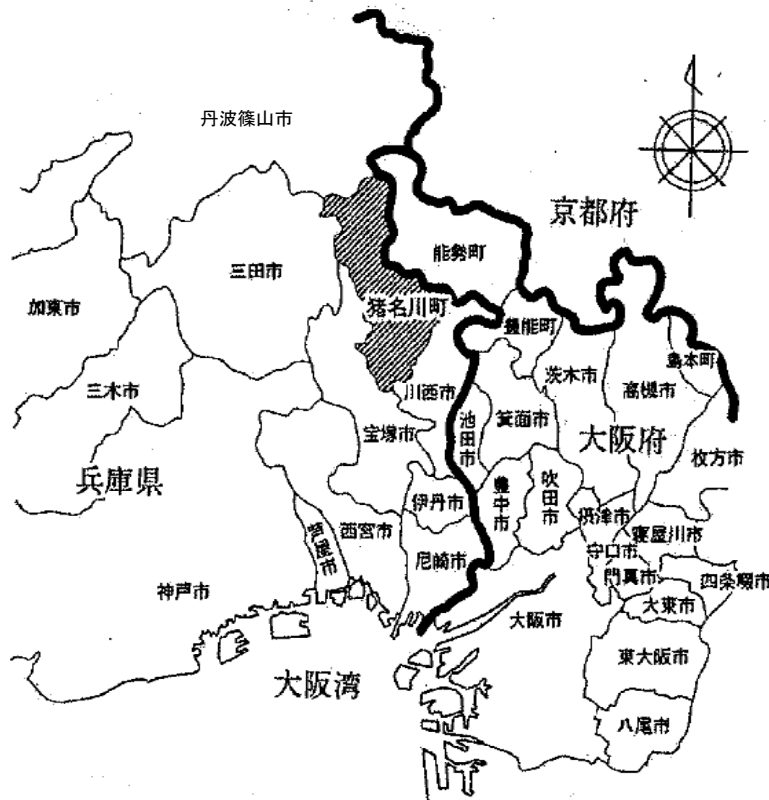
面積は90.33km²で、東西が最大約8km、南北は約18kmで、南北に細長い町域となっており、町の最北部には阪神地域の最高峰である大野山(753m)があり、本町に源を発する猪名川が町の中央を北から南へと流れ、川に沿って平地が形成されています。

鉄道は、能勢電鉄日生中央駅から大阪市の阪急大阪梅田駅へ約40分、神戸市のJR三ノ宮駅へは約1時間でアクセスでき、阪神地域とともに大阪府とのかかわりも深くなっています。

道路は、南北に国道173号線が町域の東端を通るほか、南北に県道川西篠山線、東西に県道川西三田線が幹線道路となっており、町内各地へ路線バスも運行されています。また、高槻から神戸北まで新名神高速道路が開通し、令和3年11月に完成した、最新鋭大型物流集積拠点「プロロジスパーク猪名川」は、北摂地域の経済、生活への貢献が期待されています。

人口は、3つの大きなニュータウン開発により、平成16年10月に3万人に到達し、平成22年1月末には32,659人とピークを迎えましたが、令和4年3月末では29,800人と減少傾向にあります。令和2年4月に町政65周年を迎え、新たな未来へ向けて、今後も自然との共生を図りつつ、特に子育ての環境整備や、高齢になっても暮らしやすい健康長寿のまちに向けた魅力的な町づくりを進めています。

【猪名川町の位置図】



2. 中央公民館建設経過

- (平成元年)
- 1989年 3月 「どんな町にしたいか」アンケート中、教育施設関係で図書館や児童文庫の充実が第3位（16.4%）を占める。
- 4月 「猪名川町総合公園基本設計報告書」の中に図書館と教育関係施設の複合施設建設計画が明記された。
- (平成3年)
- 1991年 4月 「猪名川町総合計画」に「(仮称)文化創造センター、図書館」設置が記述され、建設に取り組む。
- (平成4年)
- 1992年 4月 (仮称)文化創造センター準備室を設置。図書館と中央公民館との複合施設の検討に入る。
- 6月 (仮称)文化創造センター建設策定委員会の設置。(10月まで6回開催)
- 9月 「(仮称)文化創造センター基本計画についての提言」を受ける。
- 11月 「(仮称)文化創造センター基本構想」を作成する。設計業者の選定は、競争方法とし企画提案を求める。
- (平成5年)
- 1993年 1月 建設位置を総合公園内に最終決定。
(仮称)文化創造センター企画提案審査選定委員会を2回開催し、「報告書」を受ける。
- 3月 「(仮称)文化創造センター基本計画書」を作成。基本設計委託契約締結。
猪名川町議会で「(仮称)文化創造センター建設特別委員会」設置。
- 4月 第1回(仮称)文化創造センター建設特別委員会開催。(9月まで6回開催)
- 5月 いながわ図書館を考える会より要望書提出される。
- 8月 実施設計協議開始。
- 11月 いながわ図書館を考える会より要望書提出される。
実施設計完了。
- 12月 施設計画概要説明会開催。
- (平成6年)
- 1994年 2月 総務文教委員会(実施設計概要・施設計画概要)
- 8月 (仮称)文化創造センター建設工事着工。
- 9月 社会教育施設システム(コンピュータ)の業者決定。
- (平成7年)
- 1995年 7月 (仮称)文化創造センター竣工。
- 9月 猪名川町公民館設置条例改正。
- (平成8年)
- 1996年 1月 猪名川町公民館設置条例施行規則改正。
- 3月 猪名川町中央公民館開館。(23日)

3. 利用案内

(1) 猪名川町中央公民館・日生公民館利用案内

公民館とは	社会教育法の規定に基づき設立された社会教育施設です。
設立目的	社会教育法第20条の規定に基づき住民の方々のために、教育・学術及び文化に関する様々な学級講座を主催するとともに、自主的な学習団体等へ施設を提供することにより、町民の方々へ学習機会を提供することです。
利用するには	公民館を利用するには、社会教育施設等使用者登録が必要となります。
社会教育施設等使用者登録申請	<p>【登録要件】 団体構成人数が4人以上であること。ただし、音楽室は個人登録可能</p> <p>【登録の窓口】 中央公民館</p> <p>【登録手続き】 団体の代表者は「社会教育施設等使用者登録申請書」を提出し、審査の後「社会教育施設等登録カード」を発行します。</p> <p>【登録申請時に必要なもの】</p> <p>★社会教育関係団体・公民館登録グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設等使用者登録申請書 ・代表者（申請者は16歳以上）の身分証明書 ・社会教育関係団体は社会教育関係団体登録承認書 ・公民館登録グループは公民館登録グループ承認書 <p>★その他の団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設等使用者登録申請書 ・代表者（申請者は16歳以上）の身分証明書 ・団体名簿 <p>★個人（音楽室の利用のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設等使用者登録申請書 ・身分証明書（16歳以上） <p>※身分証明書は氏名・住所の確認できるもの（保険証・免許証・マイナンバーカード・学生証など）</p>
利用の禁止事項	社会教育法第23条の規定により、営利目的・特定の政党の利害を目的とした利用、特定の宗教・宗派・教団を支援する利用はできません。
利用時間	午前9時～午後10時
休館日	毎週月曜日（祝日の場合は、翌日） 12月29日～1月3日

予約申込方法	猪名川町社会教育施設予約システムからの申込となります。 【予約可能端末】 社会教育施設予約システム利用者端末機 インターネットに接続できるパソコン・携帯電話など ただし、公民館受付においても申し込みは可能です。
予約申込時間	【社会教育施設予約システム利用者端末機】 設置施設の開館時間内 【インターネット】 年中無休（午前3時から午前6時までを除く） 【公民館窓口】 休館日以外の午前8時45分～午後5時15分
予約申込可能件数	月4回まで使用できます。
予約申込期間	使用日の属する月の3か月前の初日から3日前まで

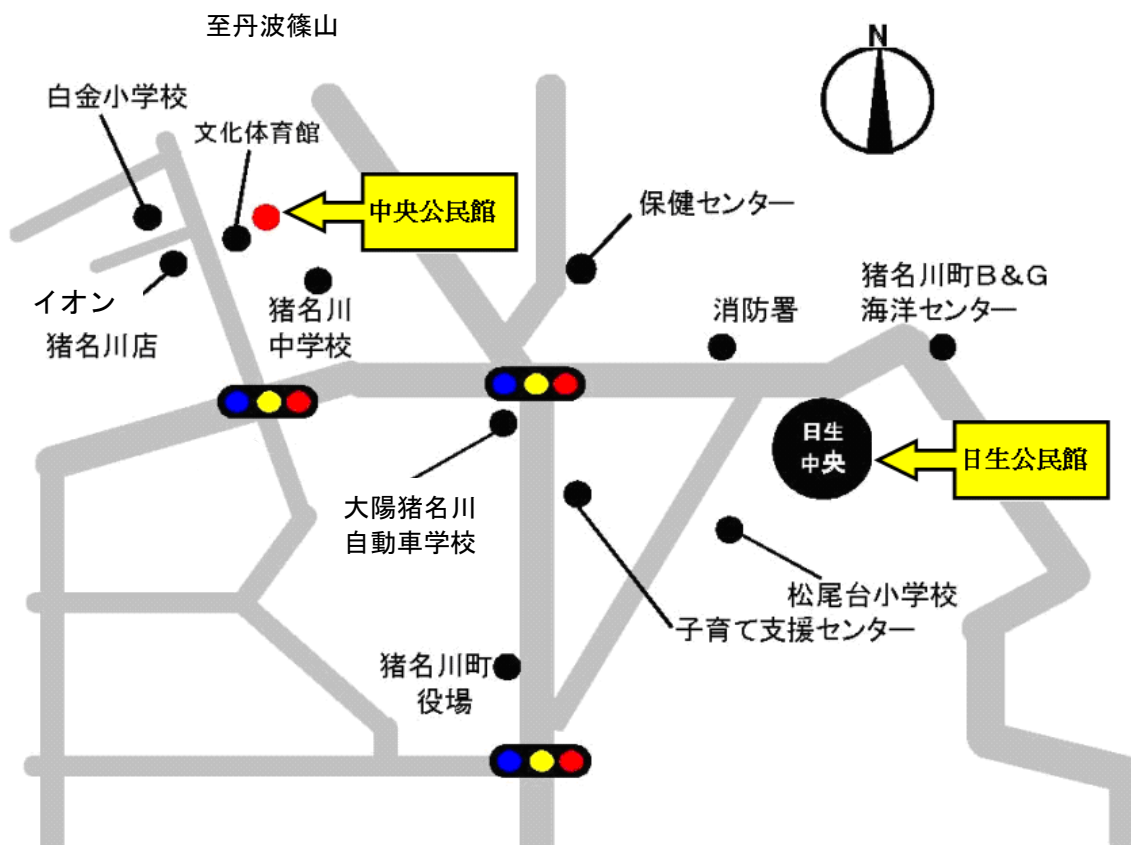
(2) 猪名川町社会教育施設予約システム利用案内（公民館）

対象施設	中央公民館・日生公民館
受付方法	【社会教育施設予約システム利用者端末機】 設置場所：中央公民館・日生公民館・文化体育館・スポーツセンター 使用方法：利用者端末機（パソコン）の画面に指で軽く触れることでメニューの選択ができサービスが利用できます。 【インターネット】 使用方法：インターネットに接続したパソコンにアドレス https://www.shisetsu.town.inagawa.hyogo.jp/stagia/reserve/gin_menu を入力することでサービスが利用できます。 【携帯電話】 使用方法：携帯電話から指定のアドレス https://www.shisetsu.town.inagawa.hyogo.jp/stagia/reserve/gsm_init を入力することでサービスが利用できます。（一部ご利用いただけない機種もあります。）
サービスの種類	【利用者登録しなくても利用できるサービス】 空き状況照会：施設の空き状況が確認できます。 【利用者登録すると利用できるサービス】 予約申込：予約の受付期間中（使用月の3か月前から3日前まで）、予約の申込やキャンセルができます。 予約内容確認：利用者本人の予約状況を確認できます。

(3) 公民館登録グループ

定義	社会教育活動の一環として、グループ活動を定期的に行い、猪名川町の公共施設等を定期的を使用するため、公民館に登録した団体。
資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループの活動目的が社会教育活動の一環として、認められること。 ・ グループの活動目的、組織運営、会費などについて定めた会則および会員名簿があること。 ・ 会員の加入・脱会は自由とし、常に公開平等の民主的運営が行われていること。 ・ グループは原則として、6名以上で構成し、公民館を使用するときも、概ね6名以上であること。 ・ 代表者または代理するものは、猪名川町在住者であること。 ・ 構成員の過半数が猪名川町在住者であること。 ・ 過去1年以上の実績があり、将来も継続して活動できる団体であること。
登録の期間及び更新	4月1日から3月31日までの1年間とする。 更新の手続きは毎年3月中に行う。
活動内容	グループの活動目的が免許や資格などの取得のためでなく、仲間づくりや習得した知識、技術を地域社会に還元することを認識して、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営については、グループ員の総意で決定する。 ・ グループ員相互の自主学習を基本とする。 ・ 地域社会の発展に寄与する。
代表者	グループ員の総意で選出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者は、グループ運営を円滑に進めるよう努力する。 ・ 代表者は、指導者（講師）や教育委員会と十分な連絡調整をとり、グループの健全育成に努める。
指導者	指導者（講師）は、グループの総意で選出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導者には、グループ員の相互学習の援助者として活動できる人を選定する。 ・ 指導者は、グループ代表者を兼務しない。
謝礼金等	謝礼金・材料費・会費・入会金等は、公民館の指導する範囲内で受益者負担とする。
公民館登録グループ連絡協議会への加入	グループは、原則として公民館登録グループ連絡協議会に加入しなければならない。 協議会は、グループ相互の交流と健全育成のために独自に活動を企画し、実施する。
グループに対する援助	教育委員会は、グループが施設を円滑に使用できるよう配慮する。

4. 公民館配置図



5. 施設概要

(1) 中央公民館（生涯学習センター内）

所在地：猪名川町白金1丁目74番地16

電話番号：072-766-8432

F A X：072-766-8345

敷地面積：3,200㎡

建設面積：3,126.24㎡

延床面積：3,759.41㎡

（うち公民館専用部分1,035.95㎡）

構造：鉄筋コンクリート造 2階建て

工事期間：着工 平成6年8月1日 竣工 平成7年7月31日

開館：平成8年3月23日

事業費：◎建設費 1,493,500千円

＜財源内訳＞

起債 1,352,200千円

町費（一般財源） 462,262千円

総事業費 1,814,462千円

(2) 日生公民館（日生中央センタービル内）

所在地：猪名川町松尾台1丁目2番地20

電話番号：072-766-1421

F A X：072-766-2869

敷地面積：2,862.53㎡

延床面積：6,369.62㎡

（うち公民館専用部分 736.99㎡）

構造：鉄筋コンクリート造 4階建て（2階部分1フロアのみ）

開館：昭和61年7月3日

6. 施設の詳細

(1) 中央公民館各室使用料等

部 屋 名	定 員	面 積	使用料（1時間当り）
音楽室	7人	22.77 m ²	100円／町外 150円
視聴覚ホール	150人	236.56 m ²	1,000円／町外 1,500円
工作室	30人	80.90 m ²	500円／町外 750円
ミーティングルーム1	18人	34.65 m ²	300円／町外 450円
ミーティングルーム2	18人	34.65 m ²	300円／町外 450円
会議室1	70人	92.99 m ²	700円／町外 1,050円
会議室2	50人	64.73 m ²	500円／町外 750円
和室	10人	33.31 m ²	200円／町外 300円
保育室	10人	39.02 m ²	200円／町外 300円

- 1 冷暖房を実施しているときは、この表に定める使用料の5割を加算。
- 2 使用料算定において10円未満の端数が生じた場合は、切り上げる。

(2) 中央公民館附属設備使用料

設備名等	数 量	料 金	備 考
音楽室関係			
ミキサー	1台	300円	マイク1本含む
カセットデッキ	1台	300円	
ギターアンプ	1台	200円	
ベースアンプ	1台	200円	
シンセサイザー	1台	300円	
ドラムセット	1式	500円	
視聴覚ホール関係	1式	1,000円	プロジェクター、16mm映写機、LD・CDプレーヤー、ビデオ・カセットデッキ、マイク1本含む
会議・研修関係	1式	500円	テレビ、ビデオデッキ、アンプ、マイク1本含む
マイク	1本	200円	アンプ含む
アップライトピアノ	1台	500円	

- 1 この使用料は全日1回として計算する。
- 2 町外居住者が使用するとき、この表に定める使用料の5割を加算。

(3) 日生公民館各室使用料等

部 屋 名		定 員	面 積	使用料（1時間当り）
大集会室	総合室	200人	213.71㎡	1,500円／町外2,250円
	1号室	100人	106.855㎡	750円／町外1,130円
	2号室	100人	106.855㎡	750円／町外1,130円
和室		35人	52.56㎡	500円／町外750円
会議室		40人	53.20㎡	400円／町外600円

- 1 冷暖房を実施しているときは、この表に定める使用料の5割を加算。
- 2 使用料算定において10円未満の端数が生じた場合は、切り上げる。

(4) 日生公民館附属設備使用料

設備名等	数 量	料 金	備 考
会議・研修関係	1式	400円	テレビ、ビデオデッキ、カセットデッキ、マイク1本含む
マイク	1本	200円	アンプ含む
レコードプレーヤー	1台	400円	
テープレコーダー	1台	400円	
舞台関係	1式	500円	舞台・天幕等
アップライトピアノ	1台	500円	

- 1 この使用料は全日1回として計算する。
- 2 町外居住者が使用するときは、この表に定める使用料の5割を加算。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、
令和3年10月21日まで各部屋の使用人数を、
定員の2分の1としていた。（詳細23ページ参照）

7. 登録団体一覧

NO		グループ名	活動内容	活動場所	会員数
1	音楽 関係	猪名川吟詠会	吟詠	中公・日公・ふ	10人
2		ギター・マンドリン・アンサンブル・トロッコ	合奏	中公・日公・ふ	9人
3		大正琴 琴松会つつじ	大正琴	日公	9人
4		猪名川混声合唱団リバーコール	混声合唱	日公	55人
5		男声合唱団ウィスタリア	男声合唱	日公	26人
6		混声コーラス グリーンエコー	混声合唱	六瀬	13人
7		歌の仲間	コーラス	日公	30人
8		女声コーラス “はみんぐ”	コーラス	中公	25人
9		合唱サークルあまがえる	コーラス	中公・日公・ふ	27人
10		コーラスサークルJ・未来	コーラス	中公	13人
11		クラシックギター そよ風	クラシックギター演奏	中公	6人
12	舞 台 関 係	猪名川社交ダンス倶楽部	社交ダンス	日公	17人
13		イナステップ	社交ダンス	日公	11人
14		スイング猪名川	社交ダンス	日公	7人
15		ブリーズダンスサークル	社交ダンス	日公	9人
16		ダンス・フローラ	社交ダンス	日公	9人
17		フォークダンスクラブ「ピポット」	フォークダンス	中公・日公・ふ・B&G	12人
18		太極拳 昂	太極拳	日公	26人
19		楊名時太極拳猪名川同好会	太極拳	中公・文体	11人
20		健康ヨガ同好会	ヨガ	日公	29人
21		すまいるヨガ同好会	ヨガ	中公・日公	20人
22		NISSEI 乙女	よさこい鳴子踊り	B & G	9人
23		YURAリズム	姿勢・ボディポテンシャル	中公	28人
24	手 芸 関 係	トールペインティング「グレース」	フォークアートペインティング	中公	9人
25		エコクラフト手芸 DREAM	クラフトテープを使った籠作り	中公	8人
26	美 術 関 係	猪名川絵画クラブ	絵画	日公	11人
27		猪名川楽描きクラブ	絵画	ふる	7人
28		水墨画クラブ	水墨画	日公	13人
29		猪名川木版画同好会	木版画	中公	28人
30		創作陶芸 玩壺	陶芸	ふる	14人
31		楽陶夢工房	陶芸	ふる	12人
32	松尾台水彩画同好会	水彩画(静物・人物・風景など)	松尾台集会所	7人	

N0		グループ名	活動内容	活動場所	会員数
33		写真クラブ 写友会	写真	中公	13人
34	教 養 関 係	猪名川ホームガーデン同好会	草花・野菜等の育成、栽培		7人
35		読書会 さわらび	読書と意見交換	日公	11人
36		いろは音読	名分・古文の読み上げ	中公・日公・ふ	12人
37		絵本の会 ぐるんぱ	絵本の読み聞かせ	中公	15人
38		いながわ図書館の会 リプロ	図書館を広める為のPR活動	中公	9人
39		サニーイングリッシュクラブ	英会話	中公	8人
40		キャメルイングリッシュクラブ	英会話	中公	7人
41		楽しい中国語サークル	中国語	日公	7人
42		猪名川将棋同好会	将棋	日公	7人
43		猪名川木喰会	木喰仏や猪名川、北摂の歴史文化学習	中公	33人
44		多田銀山史跡保存顕彰会	多田銀山史跡に関する学習・調査	中公・日公	49人
45		猪名川在宅ケアを考える会	地域福祉に貢献する	日公	18人
46		猪名川ココロンクラブ	心豊かな町づくり推進の実践	中公・ふ・六瀬	27人
47		家庭倫理の会 阪神北	家庭、日本、地球等を良くする活動	中公	18人
48		猪名川万葉の会	万葉集について学ぶ	日公	38人
49		アスナロ俳句会	俳句	ふ	9人
50		現代社会サロン	地域社会・国内外時事問題の意見交換	中公	11人
51		古文書を楽しむ会	古文書を読み解く	日公	17人
51団体				総会員数	836人

令和4年3月31日現在

※利用施設の略称

中公：中央公民館 日公：日生公民館 ふ：ふれあい公民館（社会福祉会館）
 六瀬：六瀬総合センター ふる：ふるさと館 B&G：B&G海洋センター
 文体：文化体育館

8. 公民館登録グループ連絡協議会

役 職	氏 名	グ ル ー プ 名
会 長	今 北 修 太 郎	家庭倫理の会 阪神北
副会長	河 邊 眞 人	ダンス・フローラ
書 記	久 保 宗 一	猪名川在宅介護を考える会
会 計	伊 藤 昌 慶	クラシックギター そよ風
幹 事	足 立 美 代 子	トールペインティング「グレース」
〃	坂 井 征 雄	猪名川吟詠会
〃	佐 野 孝 夫	リバーコール
〃	近 藤 勝	すまいるヨガ同好会
〃	根 本 善 弘	現代社会サロン
〃	東 井 美 知 子	N I S S E I 乙女
監 査	福 原 俊 治	クラシックギター そよ風
〃	鮫 島 秀 一	猪名川木版画同好会

【役員会等】

- 令和 3年 4月16日（金） 令和2年度第3回役員会
- 令和 3年 5月 1日（土） 公民館登録グループ連絡協議会総会資料、書面議決書の発送
- 令和 2年 6月10日（木） 総会議案の可決について（書面報告）
- 令和 3年10月13日（水） 第1回公民館登録グループ連絡協議会役員会
 ・公民館フェスタの開催について
 ・定期総会の開催について ほか
- 令和 3年10月20日（水） 令和3年度公民館フェスタ開催に関する意向確認（照会発送）
- 令和 3年12月 1日（水） 第2回公民館登録グループ連絡協議会役員会
- 令和 3年12月 6日（月） 令和3年度公民館フェスタ（展示の部）の開催について（通知）
- 令和 4年 1月26日（水） 令和3年度公民館フェスタ実行委員会
- 令和 4年 3月 6日（日） 令和3年度第19回公民館フェスタ（展示の部）開催
 ※参加団体11団体 来館者延べ260名
- 令和 4年 3月23日（水） 令和3年度公民館フェスタ実行委員会反省会
- 令和 4年 4月20日（水） 第3回公民館登録グループ連絡協議会役員会
 ・定期総会について
 ・次年度役員について ほか

9. 施設利用状況

(1) 年度別公民館利用状況

年度	中央公民館		日生公民館		ふれあい公民館		合 計	
	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数
7			1,454	25,988	1,224	35,088	2,678	61,076
8	1,352	24,996	1,458	24,158	1,032	25,177	3,842	74,331
9	1,876	40,126	1,494	27,636	1,027	27,106	4,397	94,868
10	2,328	43,145	1,450	26,763	985	24,354	4,763	94,262
11	2,501	51,914	1,411	27,069	878	23,579	4,790	102,562
12	2,532	42,019	1,382	26,215	987	22,462	4,901	90,696
13	2,414	37,981	1,359	25,984	1,094	22,972	4,867	86,937
14	2,526	39,003	1,305	24,066	943	24,196	4,774	87,265
15	2,468	37,470	1,359	23,977	978	24,159	4,805	85,606
16	2,795	34,087	1,309	25,393	826	23,813	4,930	83,293
17	2,967	44,359	1,344	25,757	869	21,125	5,180	91,241
18	3,093	45,236	1,390	22,787	832	20,248	5,315	88,271
19	3,091	45,471	1,506	25,565	830	20,312	5,427	91,348
20	3,047	44,144	1,463	22,054	855	19,989	5,365	86,187
21	3,048	40,928	1,161	23,377	919	21,147	5,128	85,452
22	3,216	43,229	1,316	24,109	972	19,382	5,504	86,720
23	3,220	41,263	1,325	23,588	1,010	20,820	5,555	85,671
24	3,382	42,006	1,392	23,327	1,113	19,217	5,887	84,550
25	3,347	41,414	1,385	26,156	1,095	21,258	5,827	88,828
26	3,223	41,797	1,314	24,594	1,009	18,815	5,546	85,206
27	3,491	44,926	1,369	24,288	878	19,439	5,738	88,653
28	3,557	41,949	1,330	23,033	913	17,963	5,800	82,945
29	3,606	44,207	1,301	24,863	919	19,350	5,826	88,420
30	3,642	44,786	1,230	22,809	910	18,145	5,782	85,740
R元	3,260	36,663	1,132	22,907	839	16,121	5,231	75,691
R2	2,090	15,988	872	13,115	527	8,045	3,489	37,148
R3	2,736	22,693	1,070	19,574	789	12,446	4,595	54,713

新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、令和2年3月9日から5月31日まで、令和3年4月25日から5月11日まで臨時休館。

(2) 中央公民館部屋別利用状況 (部屋別件数)

各室	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
音楽室	R 3	51	32	58	62	58	70	78	68	51	63	72	69	732
	R 2	0	0	1	67	62	70	85	85	70	55	65	72	632
視聴覚 ホール	R 3	34	9	18	41	21	13	37	31	37	33	21	40	335
	R 2	0	0	18	29	17	26	27	40	26	20	21	39	263
工作室	R 3	7	5	13	14	12	11	14	18	11	18	9	21	153
	R 2	0	0	9	12	11	18	15	18	10	12	12	21	138
ミーティン グループ1	R 3	22	12	25	36	21	34	39	27	31	24	30	36	337
	R 2	0	0	17	24	17	28	36	33	23	21	21	28	248
ミーティン グループ2	R 3	20	3	8	18	19	17	20	22	25	27	21	25	225
	R 2	0	0	6	18	13	14	18	19	21	14	9	19	151
会議室1	R 3	44	20	45	68	42	44	63	59	45	37	25	45	537
	R 2	0	0	21	32	24	30	33	38	30	29	25	33	295
会議室2	R 3	28	9	21	20	24	24	39	36	31	27	24	33	316
	R 2	0	0	34	22	19	38	35	33	27	29	27	28	292
和室	R 3	7	5	9	7	7	8	8	6	6	10	8	16	97
	R 2	0	0	2	6	6	4	4	3	4	5	7	8	49
保育室	R 3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	4
	R 2	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0	0	0	22
合計	R 3	214	95	197	267	204	221	298	267	237	239	210	287	2,736
	R 2	0	0	108	210	169	228	253	269	233	185	187	248	2,090
※内 R3 減免件数		116	38	91	145	100	87	157	143	139	123	97	170	1,406

(3) 中央公民館部屋別利用状況 (部屋別人数)

各室	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
音楽室	R 3	67	48	92	104	74	93	107	104	84	95	117	123	1,108
	R 2	0	0	1	87	86	94	110	110	88	66	80	95	817
視聴覚 ホール	R 3	617	155	350	709	363	268	701	613	688	548	379	841	6,232
	R 2	0	0	350	528	318	505	571	740	403	305	405	870	4,995
工作室	R 3	64	37	102	111	120	107	161	210	136	192	76	210	1,526
	R 2	0	0	98	98	86	143	104	158	76	94	104	192	1,153
ミーティン グループ1	R 3	121	60	148	194	96	173	230	138	175	122	134	232	1,823
	R 2	0	0	95	148	94	185	195	171	117	132	111	169	1,417
ミーティン グループ2	R 3	82	14	49	104	98	98	89	99	129	139	106	176	1,183
	R 2	0	0	34	93	68	79	99	109	119	74	48	115	838
会議室1	R 3	632	287	667	948	534	588	917	883	579	448	364	615	7,462
	R 2	0	0	281	457	313	404	460	496	369	316	310	535	3,941
会議室2	R 3	328	47	185	191	230	238	382	324	310	235	202	331	3,003
	R 2	0	0	278	158	169	345	315	292	234	255	253	317	2,616
和室	R 3	27	18	37	15	24	27	31	17	21	38	37	64	356
	R 2	0	0	5	26	29	17	19	12	16	20	30	32	206
保育室	R 3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R 2	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5
合計	R 3	1,938	666	1,630	2,376	1,539	1,592	2,618	2,388	2,122	1,817	1,415	2,592	22,693
	R 2	0	0	1,142	1,595	1,163	1,772	1,873	2,088	1,427	1,262	1,341	2,325	15,988

(4) 日生公民館部屋別利用状況 (部屋別件数)

各 室	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
集会室 総合室	R 3	25	13	17	32	30	21	37	29	33	30	32	36	335
	R 2	1	2	24	33	30	31	37	37	35	22	13	37	302
集会室 1号室	R 3	24	16	22	20	22	22	23	31	29	23	22	23	277
	R 2	1	1	12	10	11	11	14	17	16	17	20	24	154
集会室 2号室	R 3	2	1	1	3	4	4	1	4	4	5	2	4	35
	R 2	0	0	0	2	2	2	3	4	1	0	0	2	16
集会室 小 計	R 3	51	30	40	55	56	47	61	64	66	58	56	63	647
	R 2	2	3	36	45	43	44	54	58	52	39	33	63	472
和 室	R 3	10	6	17	25	8	12	18	12	9	10	7	8	142
	R 2	0	2	7	17	9	12	16	13	14	8	12	15	125
会議室	R 3	23	9	20	33	21	21	30	32	28	22	19	23	281
	R 2	1	2	19	36	25	29	36	33	27	16	18	33	275
合計	R 3	84	45	77	113	85	80	109	108	103	90	82	94	1,070
	R 2	3	7	62	98	77	85	106	104	93	63	63	111	872
※内 R3 減免件数		65	39	63	101	73	72	103	97	92	79	70	79	933

(5) 日生公民館部屋別利用状況 (部屋別人数)

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
集会室 総合室	R 3	587	616	493	788	606	1,145	1,094	901	744	633	507	662	8,776
	R 2	2	4	493	1,037	640	1,125	1,379	943	747	447	215	871	7,903
集会室 1号室	R 3	253	147	211	218	194	228	223	339	283	248	190	255	2,789
	R 2	7	7	104	50	55	55	139	171	121	108	176	272	1,265
集会室 2号室	R 3	23	13	3	54	32	72	7	76	77	89	35	68	549
	R 2	0	0	0	15	16	26	46	45	3	0	0	48	199
集会室 小計	R 3	863	776	707	1,060	832	1,445	1,324	1,316	1,104	970	732	985	12,114
	R 2	9	11	597	1,102	711	1,206	1,564	1,159	871	555	391	1,191	9,367
和室	R 3	57	33	189	164	42	76	103	52	72	77	53	87	1,005
	R 2	0	4	25	103	46	69	86	143	77	44	68	93	758
会議室	R 3	174	349	354	1,871	155	641	1,866	463	208	152	98	124	6,455
	R 2	2	4	132	531	158	669	639	233	202	92	90	238	2,990
合計	R 3	1,094	1,158	1,250	3,095	1,029	2,162	3,293	1,831	1,384	1,199	883	1,196	19,574
	R 2	11	19	754	1,736	915	1,944	2,289	1,535	1,150	691	549	1,522	13,115

10. 公民館の収入及び支出

(1) 公民館の収入

項 目	令和3年度	令和2年度	令和元年度
公民館使用料	2,658千円	2,228千円	2,743千円
生涯学習カレッジ 利用者負担金	216千円	123千円	225千円
講座受講料	256千円	138千円	165千円
合 計	3,130千円	2,489千円	3,133千円

(2) 公民館の支出

項 目	令和3年度	令和2年度	令和元年度
講師謝金等	1,569千円	1,119千円	1,299千円
需用費	888千円	1,037千円	907千円
備品購入費	90千円	1,114千円	2,691千円
その他	1,044千円	1,269千円	1,482千円
合 計	3,591千円	4,539千円	6,379千円

※令和3年度は決算見込み額を記載しています。

1 1. 講座

猪名川町生涯学習カレッジリバグレス猪名川

猪名川町では、生涯学習の一環として、住民の方々が地域づくりに参画する意識を育み、組織的な学習機会を提供することにより、仲間同士で学び合い、助け合い、生きがいのある充実した生活基盤を創っていただくことを目的として、平成9年度より生涯学習カレッジ「リバグレス猪名川」を開催しており、平成30年度から、年間8回の2コースとしています。

令和3年度リバグレス猪名川 第24期生

(募集内容)

【入学資格】

猪名川町内に在住または在勤者で18歳以上の方

【募集人員】

Aコース『歴史に見るパンデミック』

50名（募集結果25名で実施）

Bコース『日本仏教史に刻まれた八人の宗祖たち』

50名（募集結果47名で実施）

【受講料】

3,000円

修了証及び皆勤賞の授与

1. 全8回の講義中、6回以上出席した受講者に対し修了証を授与します。
2. 全回出席の受講者には、皆勤賞を授与します。
3. 修了証及び皆勤賞の授与は、第8回目の講座終了後に行います。

リバグレス猪名川は（Rebwagres Inagawa）

Recurrent Educational City Blessed With water, Green and Sunshine は、水と緑と太陽のあふれる学研都市の意味で、生涯学習カレッジの愛称です。

リバグレス猪名川 Aコース『歴史に見るパンデミック』

回	日程	主 題	講 師	人数
1	6月2日	天平のパンデミック ～100万人が犠牲になった疫病の流行～	歌人 林 和清	20
2	7月7日	平安のパンデミック1 ～夫を亡くした紫式部のケース～		21
3	8月4日	平安のパンデミック2 ～恋人を二人亡くす和泉式部のケース～		21
4	9月1日	百人一首の歌の背景 ～歌人の背後にはパンデミックが あった～		21
5	10月6日	方丈記とデザスター1 ～鴨長明が見たこの世の地獄とは～		20
6	12月1日	方丈記とデザスター2 ～地震・竜巻・疫病その中で人々は～		20
7	2月2日	江戸時代のパンデミック ～疫病とどのように戦ったのか～		14
8	3月2日	100年前のパンデミック ～スペイン風邪で与謝野晶子一家は～		15

リバグレス猪名川 Bコース『日本仏教史に刻まれた八人の宗祖たち』

回	日程	主 題	講 師	人数
1	5月22日	最澄 －霊峰・比叡山の歩き方－	(株)「らくたび」 代表 若村 亮	43
2	6月26日	空海 －神秘なる密教の世界－		43
3	8月28日	法然 －浄土教との出逢い－		37
4	10月23日	親鸞 －阿弥陀仏の本願－		42
5	11月27日	栄西 －厳肅なる禅風を伝えて－		39
6	12月25日	道元 －ただひたすら座禅を－		35
7	2月26日	日蓮 －法華経こそ釈迦の教え－		33
8	3月26日	日本文化とは何か		36

※開催時間：午後2時から午後3時30分

延参加者数	460
-------	-----

公民館講座

No.	開催日	教室名	講師	参加数
1	4月～8月 (全3回)	文豪たちの京都シリーズ1	京都産業大学 日本文化研究所 上席特別客員研究員 小嶋 一郎	延 97
2	5月～8月 (全8回)	2021年度初心者のためのパソコン広場 新役員さん応援講座	パソコンサークル シフォン	延 83
3	6月8日(火)	防災講座 水害に備えよう	阪神北県民局 宝塚土木事務所 所長補佐 藤田 幸治	11
4	6月～3月 (全3回)	オンライン講座 ①「京都のご利益スポット」 ②「丹後を襲った大地震と津波」 ③「春の京都の魅力」	京都旅屋 吉村 晋弥	延 98
5	7月10日(土)	地域の歴史を知る講座 明治前期の北摂 -交通の変貌から読み解く-	大阪電気通信大学 名誉教授 小田 康徳	14
6	7月 (全2回)	暮らしに活かす はじめてのアロマ&ハーブ 夏編	AEAJ 認定 アロマセラピスト 市居 利絵	延 34
7	8月 (2コース全4回)	こどものためのパソコン講座	パソコンサークル シフォン	延 33
8	9月～12月 (全3回)	阪神地域とオリンピック	園田学園女子大学 名誉教授 田辺 真人	延 49
9	9月～11月 (全3回)	文豪たちの京都シリーズ2	京都産業大学 日本文化研究所 上席特別客員研究員 小嶋 一郎	延 84
10	9月～1月 (全8回)	初心者のためのパソコン広場 秋冬編	パソコンサークル シフォン	延 102
11	10月 (全2回)	映画の楽しみ ①「映画を100倍楽しく観る方法」 ②「台本からたどる小津安二郎」	①元宝塚造形芸術大学 教授 吉村 誠 ②同志社女子大学 表象文化学部 准教授 宮本 明子	延 48

12	11月 (全2回)	紙芝居講座 ミニ紙芝居をつくってみよう	紙芝居作家 柿本 香苗	延 21
13	11月～12月 (全2回)	暮らしに活かす はじめてのアロマ&ハーブ 秋冬編	AEAJ 認定 アロマセラピスト 市居 利絵	延 19
14	12月 (全3回)	わたしたち家族の「そうぞく」講座	明治安田生命保険 相互会社	延 46
15	1月 (全3回)	現代社会の講座 コロナ禍の中で実施された選挙を振り返る	関西学院大学 名誉教授 森脇 俊雅	延 27
16	2月12日(土)	歴史講座 武家社会の設立と新たな日本の幕開け	(株)らくたび 共同代表 山村 純也	30
17	3月3日(木)	はじめてのスマートフォン体験講座	ソフトバンク スマホアドバイザー	延 35
18	3月12日(土)	知的障害者疑似体験講座 知ってほしいなあ！わたしたちのこと	いなキャラ	12
19	3月16日(水)	健康講座 あなたの腸は絶好チョー！？	ヤクルト	24
20	3月19日(土)	お天気講座 なるほどお天気活用術	(株)南気象予報士事務所 垂水 千佳	29
21	3月21日(月)	文化人類学講座 アンデス文明の謎を追って	国立民族学博物館 副館長 関 雄二	25
延参加人数				921

※各講座の内容については、参考資料として33ページから45ページに募集チラシを掲載。

12. 新型コロナウイルス感染症に関連する対応について

令和3年

- 4月25日(日)～ 緊急事態宣言発出に伴い、臨時休館〔～5月11日〕
 5月12日(水)～ 宣言の延長に伴い、開館時間を午後7時までに短縮して貸館再開
 6月1日(火)～ 宣言の再延長に伴い、開館時間を午後8時までに変更〔～6月20日(日)〕
 6月21日(月)～ まん延防止措置により、午後8時までの短縮を継続〔～7月11日(日)〕
 7月12日(月)～ リバウンド感染防止対策として午後8時までを継続〔～7月31日(土)〕
 8月1日(日)～ まん延防止等重点措置により、午後8時までを継続〔～8月31日(火)〕
 8月20日(金)～ 緊急事態宣言発出に伴い、午後8時までを継続〔～9月30日(木)〕
 10月1日(金)～ 緊急事態宣言解除。町対策本部の決定により午後9時までに短縮
 〔～10月21日(木)〕
 10月22日(金)～ 県の規制緩和に伴い、開館時間を通常開館
 〔午後10時まで、利用人数の制限解除〕

令和4年

- 1月27日(木) まん延防止措置が発出されたが通常どおり開館〔～3月21日(月)〕

《各部屋の使用人数基準》 〔令和3年10月21日まで、以降制限解除〕

◆中央公民館

音楽室	3名
保育室	5名
視聴覚ホール	75名(※内平面部 50名)
工作室	20名
ミーティングルーム1、2	9名
会議室1	35名
会議室2	25名
和室	5名

◆日生公民館

大集会室(総合室)	100名
大集会室 1号室	50名
大集会室 2号室	50名
和室	17名
会議室	20名

参考資料

(1) 社会教育法第5章抜粋

第5章 公民館

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人(以下この章において「法人」という。)でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

1. 定期講座を開設すること。
2. 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
3. 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
4. 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
5. 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
6. その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

1. もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
2. 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

- 2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第25条及び第26条 削除

(公民館の職員)

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会(特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館(第30条第1項及び第40条第1項において「特定公民館」という。)の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長)が任命する。

(公民館の職員の研修)

第28条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 30 条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第 31 条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第 32 条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第 32 条の 2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（基金）

第 33 条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条の基金を設けることができる。

（特別会計）

第 34 条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

（公民館の補助）

第 35 条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第 36 条 削除

第 37 条 都道府県が地方自治法第 232 条の 2 の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第 38 条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

1. 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分違反したとき。
2. 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第 20 条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
3. 補助金交付の条件に違反したとき。
4. 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

（法人の設置する公民館の指導）

第 39 条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

（公民館の事業又は行為の停止）

第 40 条 公民館が第 23 条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会（特定公民館にあつては、当該市町村の長）、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

（罰則）

第 41 条 前条第 1 項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、1 年以下の懲役若しくは禁錮又は 3 万円以下の罰金に処する。

（公民館類似施設）

第 42 条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第 39 条の規定を準用する。

(2) 猪名川町公民館設置条例

○猪名川町公民館設置条例

昭和30年9月15日

条例第25号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第22条の事業を行い第20条の目的を達成するために本町に公民館を設置する。

2 公民館の名称及び位置は、次の通りとする。

名称	位置
ふれあい公民館	猪名川町紫合字火燈山8
日生公民館	猪名川町松尾台1丁目2番地20
中央公民館	猪名川町白金1丁目74番地16

(管理)

第2条 公民館は、教育委員会が管理する。

(職員)

第3条 公民館に館長を置き、館員その他必要な職員を置くことができる。

第4条 削除

(使用の許可)

第5条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(使用料)

第6条 公民館を使用する者は、別表第1、別表第2に掲げる使用料を、施設又は設備等の使用の許可を受けたときに納付しなければならない。

(使用料の免除)

第7条 教育委員会においては、教育上必要と認めるときは、規則で定める規定に基づき、使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由によって使用できなくなったとき。

(2) 使用日前3日までに許可の取り消しを申し出て委員会が認めたとき。

(過料)

第9条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行について、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年10月1日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年3月17日条例第17号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年3月20日条例第16号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正前の条例による現に在任する運営審議委員の任期については、なお従前の例による。

附 則(昭和61年6月30日条例第23号)

1 この条例は、昭和61年7月1日から施行する。

2 猪名川町公民館の使用にあつては、猪名川町町民会館条例第5条に規定する別表の料金をもつてあてる。

附 則(平成2年3月19日条例第15号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成7年9月13日条例第17号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 ふれあい公民館の使用にあつては、猪名川町社会福社会館条例第5条に規定する別表の料金をもってあてる。
附 則(平成7年12月26日条例第27号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例の施行日前に、公民館の使用料を前納している者の使用料は、なお従前の例による。
附 則(平成12年3月28日条例第2号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(手数料に関する経過措置)
 - 2 施行期日前においてこの条例による改正前のそれぞれの条例(これに基づく規則を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、法令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則(平成14年3月27日条例第7号)
この条例は、平成14年4月1日から施行する。
附 則(平成29年12月19日条例第18号)
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

日生公民館各室基本使用料(1時間当り)

室名		定員(人)	料金(円)
大集会室	総合室	200	1,500
	1号室	100	750
	2号室	100	750
和室		35	500
会議室		40	400

中央公民館各室基本使用料(1時間当り)

室名	定員 (人)	料金(円)
音楽室	7	100
視聴覚ホール	150	1,000
工作室	30	500
ミーティングルーム ①	18	300
ミーティングルーム ②	18	300
会議室 ①	70	700
会議室 ②	50	500
和室	10	200
保育室	10	200

備考

- 1 町外居住者が使用する場合は、この表に定める使用料の5割を加算する。
- 2 時間計算については、30分以上60分以下を1時間とする。
- 3 冷暖房を実施しているときは、この表に定める使用料の5割を加算する。
- 4 使用料算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

別表第2(第6条関係)

日生公民館附属設備使用料

設備名等	数 量	料 金	備 考
会議・研修関係	1式	400円	テレビ、ビデオデッキ、アンプ、カセットデッキ、マイク1本含む
マイク	1本	200円	アンプ含む
レコードプレーヤー	1台	400円	
テープレコーダー	1台	400円	
舞台関係	1式	500円	舞台、天幕等
アップライトピアノ	1台	500円	

中央公民館附属設備使用料

設備名等	数 量	料 金	備 考
音楽室関係			
ミキサー	1台	300円	マイク1本含む
カセットデッキ	1台	300円	
ギターアンプ	1台	200円	
ベースアンプ	1台	200円	
シンセサイザー	1台	300円	
ドラムセット	1式	500円	
視聴覚ホール関係	1式	1,000円	プロジェクター、16mm映写機、LD・CDプレーヤー、ビデオ・カセットデッキ、マイク1本含む
会議・研修関係	1式	500円	テレビ、ビデオデッキ、アンプ、マイク1本含む
マイク	1本	200円	アンプ含む
アップライトピアノ	1台	500円	

備考

- 1 この使用料は、全日1回として計算する。
- 2 町外居住者が使用するときには、この表に定める使用料の5割を加算する。

(3) 猪名川町公民館設置条例施行規則

○猪名川町公民館設置条例施行規則

平成8年1月16日
教育委員会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、猪名川町公民館設置条例(昭和30年条例第25号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、猪名川町立公民館(以下「公民館」という。)の管理運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 公民館は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第22条に基づき、次の事業を行う。

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (4) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (5) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(休館日)

第3条 公民館の休館日は次のとおりとする。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)が、特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日にあたるときは、その翌日
- (2) 年末年始(12月29日から1月3日まで)

(開館時間)

第4条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

(使用申請および許可)

第5条 公民館を使用しようとする者は、使用しようとする日の属する月の3カ月前の初日から3日前(休館日の場合は、翌日とする。)までに使用許可申請書(様式第1号)を提出し、委員会の許可を受けなければならぬ。また許可された事項を変更する場合には速やかに同様の手続を行わなければならない。ただし、委員会が特別な理由があると認めるときはこの限りでない。

2 委員会は、前項の使用許可申請書を受理したときは、その使用目的及び内容を検討し、適当と認めるものには、使用許可書(様式第2号)を交付する。

3 委員会は、第1項の使用を許可する場合、条件を付することができる。

4 公民館は、その目的のために使用するほか、委員会が適当と認めたときは、一般の使用に供することができる。

(使用の制限)

第6条 次の各号の一に該当するときは、使用を許可せず、または使用を取り消し、若しくは制限することができる。

- (1) 法第23条に規定する公民館の運営方針に反すると認められるとき。
- (2) 条例またはこの規則の規定に違反したとき。
- (3) 公民館が主催する事業又は緊急やむを得ない事情により、委員会が使用する必要があるときなど、管理上支障があるとき。

(使用料の納入)

第7条 使用者は、直ちに納入書兼領収書(様式第3号)により、条例第6条に規定する使用料を納入しなければならない。

(使用料の免除)

第8条 条例第7条の規定に基づき、使用料の全部又は一部を免除することができる場合は、別表に定めるとおりとする。

(使用料の還付)

第9条 条例第8条ただし書に規定する使用料の還付を受けようとするものは、還付原因発生後7日以内に使用料還付請求書(様式第8号)を委員会に提出しなければならない。

(使用の取消)

第10条 委員会は集会室等の使用について、次の各号の一に該当すると認めるときはその使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの規則に違反したとき。
- (2) 使用内容が承認の時と違ったとき。
- (3) 災害その他の事故により集会室等の使用ができなくなったとき。
- (4) 委員会が公民館運営上特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定による取消により損害が生じた場合、委員会はその責めを負わない。

(申込取消届)

第11条 使用申込者は、集会室等の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく申込取消届(様式第4号)に、使用許可書を添えて委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申込取消届を受理したときは、その理由を検討し、正当な理由があると認めたものには、使用料の返還等について決定し、使用取消承認通知書(様式第5号)を発行する。

(使用時間延長の申請)

第12条 使用時間延長の許可を受けようとするときは、使用時間延長許可申請書(様式第6号)に使用許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、他に支障がないと認めたときは、前項の申請書を受理し、使用時間延長許可書(様式第7号)を発行する。

(使用者の義務)

第13条 使用者は、その施設及び設備の保全に努め、常に他の使用者が快適に利用できるよう心掛けなければならない。

2 使用者は、集会室等の使用が終わったときは、その使用場所及び設備を直ちに清掃のうえ原状に復し、係員に届け出て点検を受けなければならない。

3 使用者は、その責に帰すべき理由により、建物及び付属設備を損傷又は滅失したときは、直ちにその理由を届け出、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第14条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員は、使用部分に収容できる所定人員の範囲内とする。
- (2) 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙し、火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで、壁・柱などに貼り紙をし、または、釘類を打たないこと。
- (5) 許可を受けた設備以外のものを使用しないこと。
- (6) 公民館の運営上支障をきなすような行為をしないこと。

(7) その他委員会の指示すること。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則(平成元年2月13日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年1月16日教委規則第1号)

この規則は、平成8年1月16日から施行する。

附 則(平成9年3月31日教委規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に、使用料を納入している者の使用料は、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月20日教委規則第9号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年8月20日教委規則第19号)

この規則は、平成10年9月1日から施行する。

附 則(平成11年7月28日教委規則第8号)

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

附 則(平成12年3月21日教委規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年2月4日教委規則第5号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月29日教委規則第5号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月20日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年6月26日教委規則第6号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成29年12月19日教委規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月24日教委規則第7号)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

別表(第8条関係)

- | |
|--|
| 1 猪名川町、猪名川町教育委員会が主催する場合 全額免除 |
| 2 前項の所管に属する諸機関が主催する場合 全額免除 |
| 3 猪名川町社会教育関係団体に登録されている青少年団体に、主に青少年活動を目的とする場合
全額免除 |
| 4 猪名川町、猪名川町教育委員会が後援する場合 5割免除 |
| 5 猪名川町社会教育関係団体に登録されている団体が使用する場合 5割免除 |

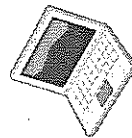
2021年度 初心者のためのパソコン広場

新役員さん応援講座：総会資料の作成

総会資料の作成というテーマを通して、パソコンの各ソフトの基本操作を学びましょう。
役員でない方にも役立つ内容です。

回	日付	曜日	講義名	講義内容	使用ソフト
1	5月30日	日	Windows10の基本 Wordの基本	パソコンの基本操作とファイルやフォルダについて 総会資料の表紙と目次の作成	Word2016
2	6月13日	日	総会資料を作成1	活動報告作成 <表のある文書>	Word2016 表のある文書
3	6月27日	日	総会資料を作成2	役員名簿作成と差し込み印刷	Excel2016 Word2016 差し込み印刷
4	7月11日	日	総会資料を作成3	会計報告書作成	Excel2016
5	7月18日	日	メールで連絡 Zoom会議体験	メールの基本、添付ファイル付きのメール メールオンライン会議	Outlook2016 Zoom
6	8月8日	日	規約の編集	文書の編集 目次の作成	Word2016
7	8月22日	日	活動PRの動画作成	プレゼンテーション・動画の作成	Powerpoint2016
8	8月29日	日	サポータールーム	1~7の講座内容の質問 ブックカバーとしおくりづくり	※講座を4回以上参加された方対象 ※参加費無料

- ◆ 開催時間 午前9時30分～12時00分
 - ◆ 場所 生涯学習センター2階 中央公民館 会議室1
 - ◆ 参加費 各回1500円(各回払い)
※納入していただいた受講料はお返しできませんので、ご了承ください。
 - ◆ 対象 町内在住・在勤の18歳以上の方
 - ◆ 募集人員 各回12名(申込日数の多い方優先)
 - ◆ 申込期間 5月1日(土)～5月20日(木)
※多数の場合は抽選。(申込日数の多い方を優先)
 - ◆ 使用パソコン 貸出パソコンをご用意しています。
(Windows10、ワード2016、エクセル2016、パワーポイント2016)
- ※受講の際は、マスク着用をお願いします。



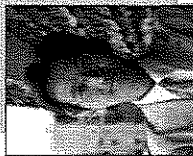
《 申込み及び問合せ 》

中央公民館(電話受付可) TEL 766-8432 FAX 766-8345

文豪たちの京都

(シリーズ1)

数多くの作家達を魅了してやまない京都。作家の中には、滞在するだけでなく、実際に住むことによって京都の魅力に惹かれ、それな作品にいかした文豪もいます。
そんな京都の魅力スポットを四季折々ご案内します。



- ◆ 講師 小嶋 一郎(ごじま いちろう) さん
京都産業大学日本文化研究所上席特別客員研究員、
京都観光おもてなし大使(京都市任命)、仏像ソムリエ

- ◆ 開催日時 いずれも 午後3時00分～4時30分

4月20日(火)	川端康成作「古都」に見る京都の名所 ～春編～
5月11日(火)	川端康成作「古都」に見る京都の名所 ～夏編～
6月22日(火)	夏目漱石の歩いた京都

- ◆ 場所 中央公民館 視聴覚ホール(生涯学習センター内)
- ◆ 定員 各回先着30名(猪名川町在住・在勤の人)
- ◆ 受講料 無料
- ◆ 受付 4月1日(木)より 公民館窓口・電話にて受付
中央公民館 072-766-8432

受講の際には、マスクの着用をお願いします。体調不良の方の受講はお控えください。
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今後の状況によっては中止、延期、内容の変更などをする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

オンライン配信講座

～京都のご利益スポット～

縁結び、健康、がん封じ、学業、安産、神さまのお使いなど、京都のご利益スポットとその由来をご紹介します。新型コロナウイルスの影響で、観光など自由に動きにくくなりましたが、スマホなどから自由に閲覧できるオンライン講座で、京都の魅力をお楽しみください。

公開日時：令和3年6月22日（火）午前10時～
7月5日（月）午後6時まで（2週間）

講師：吉村晋弥さん（京都旅屋 代表）

受講料：無料

対象：猪名川町在住・在勤の方

申込期限：6月1日（火）から6月12日（土）

中央公民館窓口、電話、FAX、電子申請（町HPPから）

●期間内にお申込みいただいた方には15日（火）以降に、視聴用URLとパスワードをお伝えします。
連絡方法は申し込みの際にお伝えください。



【講師プロフィール】

「第14回～第17回」の京都検定1級に4年連続最高得点で合格。京都検定マイスター。気象予報士。これまでに訪れた京都の観光スポットは400カ所以上。自らの足で見て回ったものを紹介し、歴史だけでなくその日の天気も解説する。毎月第2水曜日にはKBS京都ラジオ「英福亭晃脈のほっかほっかラジオ」に出演中。「京こよみ手帳」監修。

【申込み・問合せ】猪名川町中央公民館

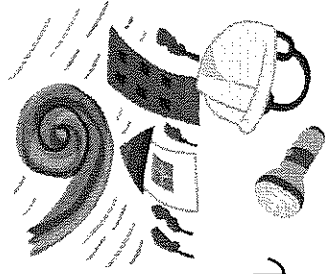
TEL 072-766-8432・FAX 072-766-8345

防災講座

(公民館講座)

水害に備えよう！

近年、大雨による災害が増えています。兵庫県では、大雨による浸水被害を減らすため、「ためる」「そなえる」「ながす」を組み合わせた「総合治水」をすすめています。水害から命と暮らしを守るために、私たちにできる総合治水の取り組みを学び、備えましょう！



日時 6月8日（火）

午後2時～3時30分

場所 中央公民館 視聴覚ホール

講師 宝塚土木事務所 所長補佐 藤田幸治さん

定員 先着30名（猪名川町在住・在勤の人）

受講料 無料 受付

5月1日（土）より

公民館窓口・電話にて受付

中央公民館 072-766-8432

受講の際には、マスクの着用をお願いします。体調不良の方の受講はお控えください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後の状況によっては中止、延期、内容の変更などをする場合があります。また、大雨や台風など天候によって中止になる場合があります。あらかじめご了承ください。

暮らしに活かす はじめての アロマ&ハーブ 講座 夏編

アロマテラピーを毎日の暮らしに取り入れて、心身ともに豊かな時間を過ごしませんか？

日時	場所	内容	実習内容 材料費	持ち物
7月13日 午後2～4時	中央公民館 会議室1	「アロマで夏のお悩み対策」 夏の季節の悩みといえば、汗のニオイや虫さされ、熱中症など、いろいろありますね。アロマのチカラを借りて、この時期を爽やかに乗り切りますか？	アロマの 虫除けスプレー 600円	筆記用具、 ティッシュ
7月27日 午後2～4時	中央公民館 会議室1	「心地よい眠りのためのアロマテラピー」 コロナ禍の中、運動不足や不安感から眠りの質が落ちていませんか？ ハーブ&アロマを活用して心身を癒え、心地よい眠りを手に入れましょう。	天然ハーブの 安眠サシェ (におい袋) 800円	筆記用具、 裁縫道具 (縫い針、 糸切ハシ)

※精油は、医薬品ではありません。

♪日時：令和3年 7月13日・27日（いずれも火曜）

午後2時～4時

♪場所：中央公民館 会議室1（生涯学習センター内）

♪講師：市居利絵さん（AEAJ認定アロマセラピスト）

♪料金： 各回材料費

※材料準備の都合上、各回とも講座日の1週間前以降のキャンセルは材料費がかかります（後日製作物と引換します）

♪募集： 猪名川町在住・在勤の18歳以上の人 先着18名

♪受付： 6月1日（火）～30日（水） ※定員になり次第締切

※受講の際は、マスク着用をお願いします。

《申込み及び問い合わせ》 中央公民館 072（766）8432

《地域歴史を知る講座》

明治前期の北摂

—交通の変貌から読み解く—

明治前期、道路の修復・新設と人カ車・荷車そして鉄道といった陸上交通の変革が、この北摂地域にもたらした影響はどのようなものだったか、また、そこにおける新聞の果たした役割について学んでみましょう。

日時： 7月10日（土） 午後2時～3時30分

場所： 中央公民館 視聴覚ホール（生涯学習センター内）

講師： 小田 康徳 さん（大阪電気通信大学名誉教授）

受講料： 無料

対象： 先着30名（猪名川町在住・在勤の人）

申込： 6月1日（火）から 電話または中央公民館窓口にて受付

《講師プロフィール》

大阪電気通信大学名誉教授、NPO 法人旧真田山陸軍墓地とその保存を考える会理事長・公書再生センター一付属 西流川 公書と環濠資料館（エコミュージー）館長などを兼ねる。2019年度「リノバグレス猪名川」講師。著書に、『川西の歴史今昔』神戸新聞総合出版センター（2018年）、『歴史に灯りを一言ってきたこと、やってきたこと、できなかったこと』阿吡社（2014年）、『近代大阪の工業化と都市形成』脚石書店（2011年）など多数。

※受講の際は、マスクの着用をお願いします。体調不良の方の受講はお控えください。

【申込み・問合せ】 猪名川町中央公民館 〒666-0257 猪名川町白金 1-74-16

TEL 072-766-8432



《パソコンで絵を描いて 図書館バッグを作ろう》

パソコンの「ペイント」を使って好きなイラストを描き、アイロンプリントで自分だけの図書館バッグを作りましょう。

★日 時：8月3日（火）
①10：00～12：00
②13：30～15：30

★対象：町内の小・中学生
★人数：各10名（多数抽選）
★参加費：300円
★持ち物：はさみ、好きな本

《エクセルを使って 英単語フラッシュカードを作ろう》

パソコンの「エクセル」を使って、パソコンで使う英単語のフラッシュカード※を作りましょう。

★日 時：8月19日（木）
①10：00～12：00
②13：30～15：30

★対象：町内の小学4年生～中学生
★人数：各10名（多数抽選）
★参加費：無料
★持ち物：筆記用具

※簡単な関数で、問題と答え合わせができるシートを作ります

★場所：猪名川町中央公民館 会議室2（生涯学習センター内）
★申込：7月6日（火）～7月15日（木）の間に
中央公民館窓口、電話、FAXで受付（多数抽選）
「氏名・学年・住所・電話番号と、コース名・希望の回（①午前/②午後）」
をご連絡ください。※1申込につき2名以内

《申込み・問合せ》

猪名川町中央公民館
TEL 766-8432 FAX 766-8345

《公民館講座》

夏休み天文講座 3Dで見ながら知る宇宙のすがた

④ 3Dメガネを使って立体的に、宇宙のすがたを学び、宇宙の広大さを体感してみましょう！
地球を離れ、月や太陽、移住先として注目される火星など太陽系を見たあと、私たちの銀河系を抜け、大宇宙にちらばる銀河をかすめながら宇宙の地平線までをみていきます。

令和3年 8月22日（日）午後2時～3時30分

- 講師 青木成一郎さん（京都大学大学院理学研究科附属天文台天文普及プロジェクト室長・京都情報大学院大学准教授）
- 会場 猪名川町中央公民館 視聴覚ホール
- 対象 町内在住の4年生以上の小・中学生およびその保護者
（小学生は必ず保護者同伴でお申し込みください。）
- 定員 先着30名
- 参加費 ひとり70円（機材保険代）

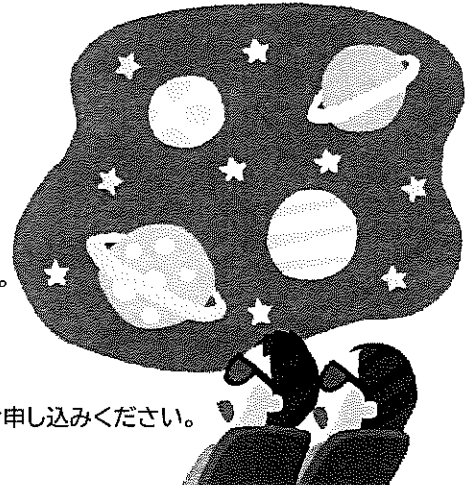
★受講の際には、マスクの着用をお願いします。体調不良の方は受講をお控えください。

★3D眼鏡はアルコール消毒したものを使用します。

《申し込み方法》

7月1日（木）～7月20日（火）の間に、猪名川町中央公民館窓口、または電話にてお申し込みください。
21日（水）以降、空きがあれば一般の方もお申込みいただけます。

猪名川町中央公民館 ☎ 766-8432



文豪たちの京都

〈シリーズ2〉

数多くの作家達を魅了してやまない京都。作家の中には、滞在するだけでなく、実際に住むことによって京都の魅力に浸り、それを作品にいかした文豪もいます。そんな京都の魅力スポットを四季折々ご案内します。



◆講師 小嶋 一郎(こじま いちろう) さん

京都産業大学日本文化研究所上席特別客員研究員、
京都観光おもてなし大使(京都市任命)、仏像ソムリエ

◆開催日時 いずれも 午後3時～4時30分

9月14日(火)	芥川龍之介の歩いた京都
10月19日(火)	川端康成作「古都」に見る京都の名所 ～秋編～
11月16日(火)	川端康成作「古都」に見る京都の名所 ～冬編～

◆場所 中央公民館 視聴覚ホール(生涯学習センター内)

◆定員 各回先着30名(猪名川町在住・在勤の人)

◆受講料 無料

◆受付 8月1日(日)より 中央公民館窓口・電話にて受付

猪名川町中央公民館 072-766-8432

受講の際には、マスクの着用をお願いします。体調不良の方の受講はお控えください。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後の状況によっては中止、延期、内容の変更などをさせていただきますので、あらかじめご了承ください。



阪神地域史とオリンピック

明治42(1909)年、日本最初のマラソン大会が阪神間で挙行されました。その背景となつたのが、この地域の街のインフラ整備でした。大盛況であったこのマラソン大会は、のちに日本がオリンピックに参加することになった歴史にも大きく関わることとなります。阪神地域の近代史の中で、今年話題のオリンピックに関わるエピソードについて考えてみましょう。

第1回	9月4日(土)	『近代阪神間の土木事業』	いずれも
第2回	10月2日(土)	『日本最初のマラソン大会』	午後2時～3時30分
第3回	12月4日(土)	『オリンピックとのもう一つの関わり』	

◆講師 田辺 真人 さん

(プロフィール)



園田学園女子大学名誉教授、兵庫県阪神シニアカレッジ学長。

兵庫県史編纂委員、宝塚市大使、川西市生涯学習短期大学学長なども兼ねる。兵庫県文化賞、神戸市文化賞、放送文化基金賞、文部科学大臣表彰などを受ける。ラジオ関西「田辺真人のまっこと！ラジオ」、NHK テレビ「新兵庫史を歩く」に出演中。著書として『目で見る神戸の100年』、『平清盛と神戸』、『神戸の歴史ノート』、『宝塚・伊丹・川西・猪名川の今昔』など多数。

会場: 中央公民館 視聴覚ホール

対象: 猪名川町在住・在勤の人(定員30名)

受付: 令和3年8月1日(日)から中央公民館窓口

または電話にて受付。

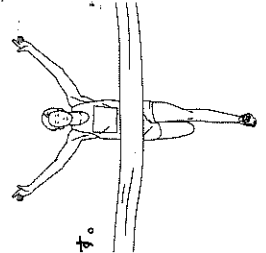
○応募者多数の場合、3回とも受講される方を優先します。

※受講の際には、マスクの着用をお願いします。

※体調不良の方の受講はお控えください。

【申込み・問合せ】

猪名川町中央公民館 TEL 072-766-8432



映画の楽しみ Part ①

映画を100倍楽しく観る方法

～本から映画を70ペニューースする楽しみをお教えします！～

今、映画人の間でひそかに話題になっている『ハーゼルの密書』という本をご存知ですか？
1939（昭和14）年の上海を舞台に「日中和平」に取り組んでいた人々の知られざる苦労と苦悩を描いた本です。さあ、僕がこの本を映画にするしたら、どんな事を考えるか。
あなたも「映画のプロデューサー」になったつもりで一緒に楽しんでみましょう！

日 時: 10月16日(土) 午後2時～3時30分

会 場: 中央公民館 視聴覚ホール (生涯学習センター内)

講 師: 吉村 誠 さん (元朝日放送プロデューサー)

対 象: 先着30名 (猪名川町在住・在勤の人)

参加費: 無 料

申 込: 9月1日(水)より 電話または中央公民館窓口にて受付

〈講師プロフィール〉

元朝日放送プロデューサー。おもな担当番組に、「シャボン玉プレゼント」「新婚さんいらっしゃい」「晴れ時々たかじん」「M-1グランプリ」などがある。元宝塚造形芸術大学教授、元同志社女子大学非常勤講師。著書に、『ことばの「なまり」が強みになる！』(自由国民社(2018))、『お笑い芸人の言語学』(カニシヤ出版(2017))など。

『ハーゼルの密書』(上田早夕里/著 光文社 2021年刊)
一九三九年、上海。蔣介石との和平交渉にあたってきた工作機関の責任者・小野寺信隆軍中佐は、別ルートで中国と交渉を行っていた影佐禎昭陸軍大佐からの抗議によって、その道を絶たれてしまう。失意の小野寺から交渉を引き継いだのは、盧溝橋事件で辱罵交渉に尽力した今井武夫陸軍大佐だった。小野寺の工作に関わってきた民間人の倉地スミや生物学者の森塚たちは、今井大佐から、これからは和平交渉を手伝って欲しいと頼まれる。それは蔣介石に繋がる人脈の中から協力者を探すことと、和平の密書を届けるというものだった。 (出版社ホームページより)

※受講の際は、マスク着用をお願いします。体調不良の方の受講はお控えください。
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後の状況によっては中止、延期、内容の変更などをする場合がありますので、あらかじめご了承のうえお申込みください。

猪名川町中央公民館 電話 766-8432



〈公民館講座〉

2021年度
初心者のためのパソコン広場

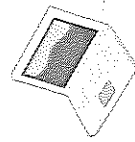
秋冬編

回	日付	講座名	講座内容	使用ソフト
1	9月26日 日	初めてのWindows 10 フリーイラストで絵葉書づくり	Windows 10 パソコンの基本 本操作 アプリのいろいろ パソコンのセキュリティ	Windows 10 ワード 2016 edge
2	10月10日 日	ワード 文書作成の基本	案内文書作成	ワード 2016
3	10月17日 日	エクセル1 住所録とカレンダー	表作成の基本 テンプレートの活用	エクセル 2016
4	11月7日 日	エクセル2 家計簿	月単位の家計簿作成	エクセル 2016
5	11月21日 日	カメラやスマホの画像活用	デジタル入門、画像印刷	edge、フォト ワード 2016
6	12月5日 日	ネット活用の年賀状	年賀状 ネット素材の活用 法	edge、ワード 2016
7	12月19日 日	エクセル3 グラフのあるブック	表を様々なグラフに活用	エクセル 2016
8	1月16日 日	動画入門	音楽付きの動画編集	フォト ビデオエディター
9	1月30日 日	サポートルーム	講座内容の質問、名刺作成	※講座を5回以上 参加された方対象 ※参加費無料

- ◆ 開催時間 午前9時30分～12時00分
- ◆ 場 所 生涯学習センター2階 中央公民館 会議室1
- ◆ 参加費 各回1500円 (各回払い)

※納入していただいた受講料はお返しできませんので、ご了承ください。

- ◆ 対 象 町内在住・在勤の18歳以上の方
- ◆ 募集人員 各回12名 (申込日数の多い方優先)
- ◆ 申込期間 9月1日(水)～9月16日(木)
- ◆ 使用パソコン 多数の場合は抽選。(申込日数の多い方を優先)
貸出パソコンをご用意しています。



※(Windows10、ワード2016、エクセル2016、パワーポイント2016)

※受講の際は、マスク着用をお願いします。
今後の新型コロナウイルス感染状況等により、予定が変更になることがあります。ご了承ください。

《申込み及び問合せ》

猪名川町中央公民館(電話受付可) TEL 766-8432 FAX 766-8345

簡単!

ミニかみしばいを作ってみよう!

塗るだけ簡単な4コマかみしばいや、オリジナルのミニかみしばいを作ります。

《令和3年度公民館講座》

① 11月7日(日) 午後1時30分～3時30分★

かみしばいいろいろ (実演鑑賞と4コマかみしばいの作成)

② 11月14日(日) 午後1時30分～3時30分

★オリジナルのミニかみしばいを作ろう!

講師：柿本 香苗さん (紙芝居作家)

場所：猪名川町中央公民館 会議室①

対象：猪名川町在住の小学生

持ち物：筆記用具、色鉛筆、ネームペン、

カラーサインペン (あれば)

参加費：無料

申込：10月1日より電話、または中央公民館窓口にて受付。(先着15名)

◎受講の際はマスクの着用をお願いします。

◎体調不良の方の受講はお控えください。

※新型コロナウイルス感染症のまん延状況により、中止、又は延期させていただく場合もあります。

猪名川町中央公民館 ☎766-8432

令和3年度公民館講座

映画の楽しみ Part ②

台本からたどる小津安二郎

あの有名な映画はどのようにしてできたのでしょうか。映画の台本をたどってゆくと、映画をみるだけではわからない、謎や意外な側面がありました。今回は、小津安二郎監督『早春』(1956年)と『秋日和』(1960年)を読み解いてみましょう。



日 時：10月30日(土) 午後2時～3時30分

会 場：中央公民館 視聴覚ホール (生涯学習センター内)

講 師：宮本 明子さん (同志社女子大学准教授)

対 象：先着30名 (猪名川町在住・在勤の人)

参加費：無料

申 込：9月1日(水)より 電話または中央公民館窓口にて受付

《講師プロフィール》

同志社女子大学准教授、小津安二郎の台本から映画の成立過程に関心を持ち、台本やノートなどの映画資料を研究中。2019年松浦莞二との編著『小津安二郎 大全』(朝日新聞出版)を刊行、話題を呼んだ。NHK『歴史秘話ヒストリア』やラジオへの出演のほか、小津と関わりの深い脚本家野田高梧の手帖の翻刻も進めている。



※受講の際には、マスクの着用をお願いします。体調不良の方の受講はお控えください。
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後の状況によっては中止、延期、内容の変更などをする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

猪名川町中央公民館 電話 766-8432



図書館上映会「東京物語」監督・小津安二郎 (約140分)
関連イベント 11月6日(土) 10時30分～2時～ 視聴覚ホール
(申込不要・入場無料)

オンライン講座 II

丹後を襲った大地震と津波伝承

京都府北部の丹後地方には、701年の大同地震による津波伝承があります。冠島と沓島の沈没伝説、一夜にして山が湧き出た話を検証し、さらに1925年の北但馬地震、1927年の北丹後地震の大きな被害についても解説していきます。地震や津波に対する歴史や伝承を知ること、防災・減災の一歩となれば幸いです。

公開日時：令和3年11月30日(火) 午前10時～

12月13日(月) 午後6時まで(2週間)

講師：吉村晋弥さん(京都旅屋 代表)

受講料：無料

対象：猪名川町在住・在勤の方(定数はありません。)

申込期限：11月2日(火) から11月30日(火)

中央公民館窓口、電話、FAX、電子申請(町HHPから)

★期間内にお申込みいただいた方には16日(火)以降に、視聴用URLとパスワードをお伝えします。

連絡方法は申し込みの際にお伝えください。



【講師プロフィール】

「第14回～第17回の京都検定1級」に4年連続最高得点で合格。京都検定マイスター。気象予報士。これまでに訪れた京都の観光スポットは400カ所以上。自らの足で見て回ったものを紹介し、歴史だけでなくその日の天気も解説する。毎月第2水曜日にはKBS京都ラジオ「笑福亭晃瓶のほっかほっかラジオ」に出演中。「京こよみ手帳」監修。

【申込み・問合せ】猪名川町中央公民館

TEL 072-766-8432・FAX 072-766-8345

令和3年度公民館講座

暮らしに活かす はじめての アロマ&ハーブ講座 秋冬編

アロマセラピーを毎日の暮らしに取り入れて、心身ともに豊かな時間を過ごしませんか？

日 時 場 所	内 容	実習内容		持ち物
		材料費		
1 11月30日 午後2～4時 中央公民館 会議室1	「アロマ&ハーブで免疫力UP☆」 抗菌・抗ウイルスの力をもち、免疫力UPをサポートすると言われるアロマ&ハーブを活用して、これらの季節を健やかに乗り切りませんか？	小豆のあったか 天然カイロ		裁縫用具 (縫い針、 まち針、糸 切ハサミ)
		1000円		
2 12月14日 午後2～4時 中央公民館 会議室1	「アロマでゆったり保温ケア」 自然素材を使って、自分を労わるアロマのスキンケアグッズを手作りしましょう。冬のお肌をしっとり潤し、気分もゆったりすること間違いなしです！	天然素材の アイクリーム		筆記用具、 ティッシュ
		700円		

※精油は、医薬品ではありません。

▶日時：令和3年11月30日・12月14日(いずれも火曜)

午後2時～4時



▶場所：中央公民館 会議室1(生涯学習センター内)

▶講師：市居 利絵さん(AEJ認定アロマセラピスト)

▶料金：各回材料費

※材料準備の都合上、各回とも講座日の1週間前以降のキャンセルは材料費がかかります(後日製作物と引換します)

▶募集：猪名川町在住の18歳以上の人 先着18名

▶受付：11月2日(火)～18日(木) ※定員になり次第締切

※受講の際は、マスクの着用をお願いします。体調不良の方の受講はお控えください。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後の状況によっては中止、延期、内容の変更などをさせていただきます。あらかじめご了承のうえお申込みください。

《申込み及び問い合わせ》 中央公民館 072(766)8432

《公民館講座》 現代社会の講座

コロナ禍の中で実施された選挙を振り返る

新型コロナウイルス感染は依然続いており、私たちの生活や社会にさらに深刻な影響を与えています。2021年に実施された2つの大きな選挙、兵庫県知事選挙と第49回衆議院議員総選挙それぞれについてコロナ禍がどのような影響を与えたのか。そしてコロナ禍のもとでの選挙の現実と課題をとり上げ、どのように改善や改革をめざすべきかを考えてみましょう。

講師 関西学院大学名誉教授 **もりわき 俊雅** さん
 としまさ **俊雅** さん

- 第1回 1月14日(金) コロナ禍と兵庫県知事選挙
- 第2回 1月21日(金) コロナ禍と第49回衆議院議員総選挙
- 第3回 1月28日(金) コロナ禍の選挙の現実と課題

開催時間 いずれも午後2時～3時30分

※受講の際は、必ずマスクの着用をお願いします。
 ※体調不良の方の受講はお控えください。

- ★場所 中央公民館 視聴覚ホール（生涯学習センター内）
- ★受講料 無料
- ★対象 町内在住・在勤の18歳以上の方
- ★定員 30人（できるだけ連続して受講してください）
- ★申込み 12月1日(水)から（先着順）

投票箱

《申込み・問合せ》中央公民館（窓口または電話にてお申込みください）
 TEL: 766-8432

主催：猪名川町中央公民館 共催：猪名川町明るい選挙推進協議会

令和3年度公民館講座

わたしとかぞくの「そぞく」講座

「相続」が「争族」にならないための準備を始めましょう！
 よりよい未来のための「そぞく」、「ライフ&エンディング」について考える講座です。

第1回

“相続”と“争族”のはなし

- 「基礎から学ぶ相続対策」をテーマにした講座です。
- 相続のキホンについての解説
- 「生前贈与」の有効性
- 「争族」回避のポイント

開催日

12月9日

第2回

最適な「MYライフ&エンディング」を考えよう

- これからのこと、家族に託したいものなど…記録の仕方を学びます。
- ライフ&エンディングノートを活用して、自身の想いの実現を考える

開催日

12月16日

第3回

笑顔を運ぶ「遺言」のお話

- 相続で困らない、困らせないための対策を紹介します。
- 「円満な遺産分割」についての解説
- 「遺言」のできることの理解
- 「自筆証明遺言」の作成方法を紹介

開催日

12月23日

いずれも木曜日、午後2～3時

定員 各回 先着30名
 （18歳以上、猪名川町在住の方）

受講料 無料

場所

中央公民館
 視聴覚ホール

講師 派遣講師
 （明治安田生命保険相互会社）

受付

11月2日(火)より
 公民館窓口・電話にて受付

※受講の際には、マスクの着用をお願いします。体調不良の方の受講はお控えください。
 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今後の状況によっては中止、延期、内容の変更などをする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ

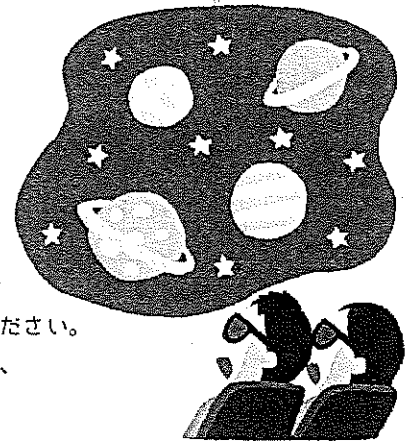
中央公民館 072-766-8432

天文講座 3Dで見ながら知る宇宙のすがた

👓 3Dメガネを使って立体的に、宇宙のすがたを学び、宇宙の広大さを体感してみましょう！
地球を離れ、月や太陽、移住先として注目される火星など太陽系を見たあと、私たちの銀河系を抜け、大宇宙にちらばる銀河をかすめながら宇宙の地平線までをみていきます。

令和4年 1月29日(土) 午後2時～3時30分

- 講師 **青木成一郎さん** (京都大学大学院理学研究科附属天文台天文普及プロジェクト室長・京都情報大学院大学准教授)
- 会場 **猪名川町中央公民館 視聴覚ホール**
- 対象 **猪名川町在住の小学4年生以上の人ならどなたでも**
(小学生は必ず保護者同伴でお申し込みください。)
- 定員 **30名**
- 参加費 **ひとり70円(機材保険代)**
- 申込 **1月4日(火)から先着順**
猪名川町中央公民館窓口、または電話にてお申し込みください。



★受講の際には、マスクの着用をお願いします。体調不良の方は受講をお控えください。
★3D眼鏡は使い捨てではありません。アルコール消毒したものを使用しますが、直接肌に触れるものである点をご了承の上、お申込みください。


《申し込み・問合せ》 猪名川町中央公民館 ☎766-8432

武家社会の設立と新たな日本の幕開け ～「鎌倉殿の13人」から学ぶ～

2022年のNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」では、鎌倉幕府の創業者の一人である北条義時が、いかに武家社会の中で勝ち抜いていくか…。今回の講演では、この北条氏の活躍を時系列で追いながら、そもそもなぜ貴族社会が終わって武家社会が到来したのか、その新しい社会を構築するにあたり、どんなことが課題となったのか、という点に着目します。これらの課題を克服し、その後、700年近く続くこととなる武家社会の礎を築いた鎌倉武士たちの奮闘、人間味あふれる逸話もお楽しみください。

- ▲ 日 時：令和4年2月12日(土) 午後2時～午後3時30分
- ▲ 場 所：中央公民館 視聴覚ホール
- ▲ 講 師：山村純也さん (株式会社らくたくび代表)
- ▲ 対 象：猪名川町在住・在勤の方 (先着30名)
- ▲ 申込期限：令和4年1月4日(火)～定員まで(無料)

新型コロナウイルス感染症状況により、中止または延期をさせていただきます。



昭和48(1973)年、京都生まれ。立命館大学在学中にプロの観光ガイドとして京都・奈良を案内。卒業後は、大手旅行会社に勤務。2006年4月京都観光を総合的にプロデュースする「らくたくび」を創立。以後、ツアープロデューサー、ツアー講師として活躍。2007年3月に「らくたくび文庫」を創刊。現在、NHK文化センター、大阪シティーアカデミー、京都リビング・サンケイリビング新聞社の講師、京都商工会議所の京都後定講師も務める。

中央公民館 Tel 072-766-8432 Fax 072-766-8345

はじめてのスマートフォン体験講座

スマートフォンを触ったことがない、または買ったばかりで使い方がわからない、という初めての方を対象とした講座です。「インターネットもよくわからない…」「興味はあるけれど自分にとって必要？」と思っている方、実際に貸出機で体験してみませんか？

- ◆ **日時：令和4年3月3日（木）**
①午前10時～ ②午後2時～（各120分）
- ◆ **場所：猪名川町生涯学習センター（中央公民館）会議室1**
- ◆ **定員：各回先着20名（猪名川町在住の方）**

※申込時にスマホ所有の有無・利用年月をお伺いします

- ◆ **講師：ソフトバンク スマホアドバイザー**
- ◆ **料金：無料**
- ◆ **受付：令和4年2月1日（火）より、中央公民館窓口・電話で受付**

※講座では、一人一台、体験用スマートフォン（機種：かんたんスマホ）を使用します。ご自身のスマートフォンは使用しません。

◆ 主な内容

・スマートフォンとは？

ガラケーとスマホの違い・スマホの特長、AndroidとiPhone、それぞれの強み

・実機体験

『スマホならではの機能』

基本操作・マップ・カメラ・写真・電話・メール

★音声入力 音声アシスタント機能 アプリ紹介

・まとめ+質疑応答

※受講時はマスクの着用をお願いします。体調不良の方の受講はお控えください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今後の状況によっては中止、延期、内容の変更などをする場合がありますので、あらかじめご了承のうえお申込みください。

問い合わせ：猪名川町中央公民館 電話072-766-8432

オンライン講座

春の京都の魅力

～見頃の花と行事の楽しみ方～

これから桜をはじめ、色鮮やかな花が彩る春の京都。名所が多い京都の桜は、ソメイヨシノと比べて早咲きの桜が多い場所、遅咲きの桜が多い場所など、場所毎に咲く時期に違いがあるのが特徴です。そうした桜の咲く順番を知れば、見頃に出会える可能性も格段にアップ！
咲く時期を踏まえた京都の桜の楽しみ方から、桜に続く山吹、ツツジの名所、さらに、伝統行事の見所まで、春の京都の魅力豊富な写真で解説します。

公開日時：令和4年3月1日（火）午前10時～
3月14日（月）午後6時まで（2週間）

講師：吉村晋弥さん（京都旅屋 代表）

受講料：無料

対象：猪名川町在住・在勤の方（定数はありません。）

申込期限：2月1日（火）から2月27日（日）

中央公民館窓口、電話、FAX、電子申請（町HPから）

★期間内にお申込みいただいた方には18日（金）以降に、視聴用URLとパスワードをお伝えします。
連絡方法は申し込みの際にお伝えください。



【講師プロフィール】

「第14回～第17回の京都検定1級」に4年連続最高得点で合格。京都検定マイスター。気象予報士。これまでに訪れた京都の観光スポットは400カ所以上。自らの足で見て回ったものを紹介し、歴史だけでなくその日の天気も解説する。毎月第2水曜日にはKBS京都ラジオ「笑福亭寛瓶のほっかほっかラジオ」に出演中。「京ごよみ手帳」監修。

【申込み・問合せ】猪名川町中央公民館

TEL 072-766-8432・FAX 072-766-8345

知ってほしいなあ！

わたしたちのこと

～知的障害者疑似体験講座～



知的障害は、はっきりと目に見えるものではなく、当事者も自分の抱えている困難をうまく説明できないことが多くあります。この講座で、手袋をして作業といった疑似体験などを通し、知的障害に対する知識を楽しく学びましょう。

日時：3月12日 土曜日 14時～15時30分

場所：中央公民館 会議室1

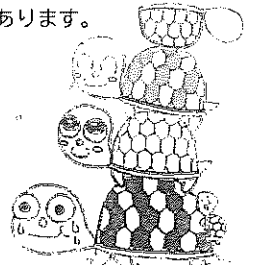
講師：いなキャラ (猪名川町知的障害者疑似体験啓発グループ)

対象：どなたでも 30名 ※猪名川町在住・在勤優先

受付：2月1日(火) 公民館窓口・電話にて受付

※受講の際には、マスクの着用をお願いします。体調不良の方の受講はお控えください。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後の状況によっては中止、延期、内容の変更などをする場合がありますので、あらかじめご了承のうえお申込みください。

【問い合わせ】 中央公民館 072-766-8432



いなキャラとは、猪名川町知的障害者疑似体験啓発キャラバン隊の略です。「猪名川町手をつなぐ育成会」が中心となり知的障害者に理解のある一般町民で構成し、知的障害者が地域で楽しく笑って過ごせるような街づくりを目的として活動しています。

マスコットキャラクター「いなキャラ」は、大碓舞さん(地域活動支援センター)のデザインです。



Maï Osako

《令和3年度公民館講座》

あなたの腸は

！？

～ためないための話～

★オンラインでヤクルト工場の見学も行います★

日時 3月16日(水)午後2時～4時

場所 中央公民館 視聴覚ホール

講師 株式会社ヤクルト派遣講師

定員 先着30名(18歳以上、猪名川町在住の方)

内容 腸の話はもちろん、便秘にならないための豆知識や、腸を改善するメニューレシピなどをご紹介します！健康と美のための話です！

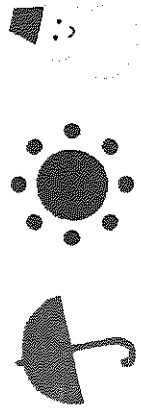
受講料 無料

受付 2月1日(火)より公民館窓口・電話で受付

※受講の際には、マスクの着用をお願いします。体調不良の方の受講はお控えください。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後の状況によっては中止、延期、内容の変更などをする場合がありますので、あらかじめご了承のうえお申込みください。

問い合わせ：中央公民館 072-766-8432

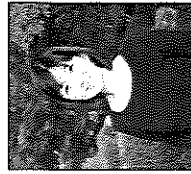
《令和3年度 公民館講座》



なるほど!

お天気活用術

毎日見ているはずの天気予報に隠された
意外と知らない豆知識をお届けします!



<講師プロフィール>

気象予報士。株式会社 南気象予報士事務所所属。福岡県北九州市出身。慶應義塾大
学文学部を卒業後、NHK 北九州放送局や NHK 神戸放送局にてニュースキャスターとし
て活躍。2018年4月より NHK 総合「クローズアップ関西」(毎週土曜 午前7時30分~)
などに出演中。気象予報士の他に、防災士・健康気象アドバイザーの資格も持っている。

● 講 師：垂水 千佳 さん (株式会社 南気象予報士事務所)

● 日 時：令和4年3月19日(土) 午後2時30分~午後4時まで

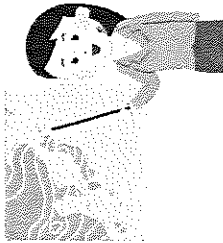
● 会 場：中央公民館 会議室1 (生涯学習センター 2階)

● 対 象：猪名川町在住・在勤の方

● 定 員：先着 30名

● 受 講 料：無料

● 申込方法：2月1日(火)より
中央公民館窓口または電話(072-766-8432)にて受付



※受講の際には、マスクの着用をお願いします。
 ※新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては中止・延期または、
 内容の変更などをとする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
 ※体調がすぐれない場合は、参加をご遠慮ください。

猪名川町中央公民館 Tel:072-766-8432

令和3年度公民館講座

《文化人類学講座》

アンデス文明の謎を追って —日本の考古学調査60年—

南米の太平洋岸に沿って南北に走るアンデス山脈を中心に成立した
古代アンデス文明に関する日本の研究は、戦後まもなく始まり、
今年で63年を迎えます。
この間に、何を発見し、何を解明したのかを解説します。

日 時：3月21日(月)午後2時~3時30分

会 場：中央公民館 視聴覚ホール (生涯学習センター 2階)

講 師：関 雄二 さん (国立民族学博物館 副館長
せき ゆうじ 人類文明誌研究部 教授)

定員・対象：先着 30名 (猪名川町在住・在勤の方)

受講料：無料

申込方法：3月1日(火)より電話(072-766-8432)または
中央公民館窓口にて受付

※受講の際には、マスクの着用をお願いします。
 ※今後の状況によっては中止・延期や内容の変更などをとする場合がありますので、
 あらかじめご了承ください。
 ※体調がすぐれない場合は、参加をご遠慮ください。

【お問い合わせ先】猪名川町中央公民館 〒666-0257 猪名川町白金 1-74-16
 TEL:072-766-8432

ふれあいの広場

令和3年7月1日
発行 猪名川町中央公民館
〒666-0257
猪名川町白金1-74-16
072-766-8432

公民館を

- ・出あって仲間をつくるふれあいの場として
- ・幅広い年齢層で楽しく学ぶ場として
- ・趣味のグループやサークル活動の場として

ご利用ください。

*使用の申し込み

- ・各室の使用申し込みは、使用日の3か月前の初日から使用日の3日前まで受け付けています。(ふれあい公民館は、10日前)
- ・仮予約は使用日の3日前までに使用料金の納入をお願いします。

*使用条件 (一般利用)

- ・公民館を利用される方は使用者登録が必要です。
- ・グループ活動(4人以上)が原則です。個人の使用はできません。ただし、音楽室は除きます。(1人でも使用可能)
- ・登録の申請は中央公民館で、登録申請書に代表者の身分証明書(16歳以上)とグループ名簿を付けて提出してください。登録完了後「猪名川町社会教育施設等登録カード」を発行します。
- ・登録の申請は、中央公民館で受け付けています。(カードの有効期限は3年です。)

※状況により変更する場合があります。公民館ホームページが公民館窓口でご確認ください。

■公民館講座に参加してみませんか!

歴史、文学、科学、時事問題、パソコン講座などいろいろな講座を開設しています。募集等は、町広報や各公民館にチラシやポスターでお知らせしていますので、ぜひご参加ください。

グループ活動紹介コーナー

Sunny English Club

活動場所：中央公民館 利用曜日：水曜(月3回) 時間：19時～

日常生活英語で話したい。毎年行く海外旅行で話したい。外国から来た人と話したい。外国のことを知りたい。少し頭を使って若々しく、有意義な時間を過ごしたいなど思われている方と一緒に楽しみましょう。

同時通訳者でもある経験豊かな茶道、舞踏、太鼓など日本文化にも精通されている山田先生の「選挙」や「コロナ」など時代に応じた時事のニュース「正月」「節分」など季節の行事、日本の伝統行事や文化などを厳しくも優しく、楽しく丁寧な指導で学習しています。笑いあり涙なしの教室です。一緒に楽しみましょう。

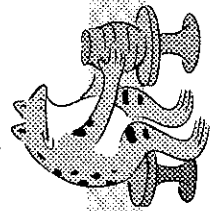
問い合わせ先：成相洋子 (072-766-4526)



楽陶夢工房

活動場所：ふるさと館 利用曜日：第2・4火曜 時間：9時～

素人集団ですが、お互いの経験でカバーし合いながら自分の思いの作品造りに勤しんでいます。少々至んていても重くても、自分で造ったカップで飲むコーヒーは美味しいですよ。活動は第2・4火曜日に作陶と窯入れ、翌日に窯出し、第3金曜日または土曜日に釉薬かけをふるさと館で行っています。少しでも土遊びに興味のある方は是非一度クロロを廻しに来て下さい。お待ちしております。



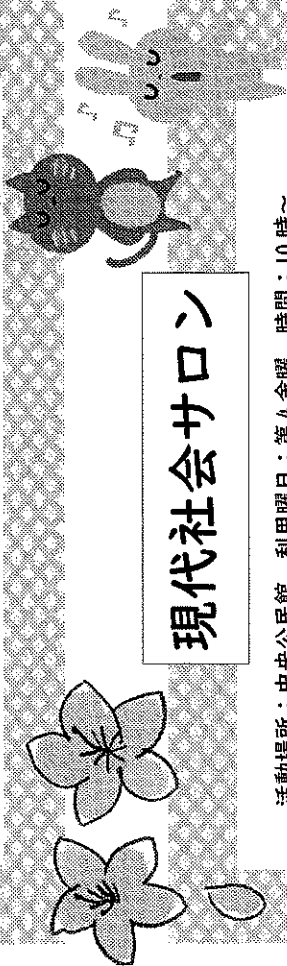
問い合わせ先：平井光男 (090-7493-8525)

コーラスサークルJ・未来

活動場所：中央公民館 利用曜日：毎週火曜 時間：13時～

「J・未来」のJはjoyfullのJ。歌を通して楽しい未来を!の意味を込めています。私たちは、40代から60代の女性コーラスグループで、シンガー&ピアニストの佐々木よしみ先生の指導のもと、いいな!いなか!わ合!合唱!、クリスマスコンサート、公民館フェスタなど地域に根ざした活動をしてきました。Jポップ、ミュージカル曲、オリジナルの合唱曲、ゴスペル他、あらゆるジャンルの曲に挑戦しています。随時会員を募集していますので、お気軽に強いてみてください。火曜日の13時から中央公民館視聴覚ホールで練習しています。

問い合わせ先：平野緑子 (072-765-2612)



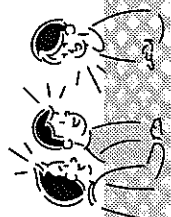
現代社会サロン

活動場所：中央公民館 利用曜日：第4金曜 時間：10時～

現代社会サロンでは、日々刻々と変化する国内・国外のさまざまな時事問題、国際的には領土・外交・防衛・交易など、また国内的には少子高齢化問題・医療・憲法・外国人労働力のほか、私たちの地域の中の身近な問題など多岐にわたるテーマについて議論しています。会員各人がこれまでに知り得た知識・情報を持ち寄り、1回忌揮の意見交換会を開いています。頭の体操を兼ねてあなただけ参加されませんが、

猪名川町にお住まいの方であれば、どなたでもご入会いただけます。ご自由に見学も歓迎です。

問い合わせ先：根本善弘 (090-1911-9483)



公民館登録グループ紹介

各グループ（51団体）の活動場所と活動日をお知らせいたします！（令和3年7月現在）

グループ名	利用施設	利用曜日	時間
猪名川吟詠会	中・日・公・ふれ公	毎月第1～4金・日曜	10:00～・13:00～
ピナー・マンドリン・アンサンブル・トロツコ	中・日・公・ふれ公	不定期	
大正 琴松会つじ	日公	第1・3木曜	10:00～
猪名川混声合唱団リバーコーロ	日公	第2～5木曜	9:00～
男声合唱団ウイスタリア	日公	毎週土曜	9:00～
混声コーラス グリーンエコー	ふらっと	第1月曜・第3土曜	13:00～
歌の仲間	日公	第1・2木曜	10:00～・13:00～
女声コーラス “はみんぐ”	中公	毎週火曜	10:00～
合唱サークルあまがえる	中公	第2・3・4水曜	13:00～
コーラスサークルJ・未来	中公	毎週火曜	13:00～
クラシックギター そよ風	中公	第1・3・4土曜	9:00～
猪名川社交ダンス倶楽部	日公	第1・3土曜	13:00～
イナズナテップ	日公	第1・3火曜	19:00～・13:00～
スイング倶楽部	日公	毎週水曜	12:00～・13:00～
ブリーズダンスサークル	日公	毎週水曜	17:00～
ダンス・フローラ	日公	毎週木曜	13:00～
フォークダンスクラブ「ピポット」	日公・中公・ふれ公・B&G	第1・2金曜 第1・3木曜	13:00～
太極拳 昂	日公	第2・4水曜	18:00～
楊名時太極拳猪名川同好会	中公・文体	月4回水曜	11:00～
健康ヨガ同好会	日公	毎週木曜	13:00～
すまいるヨカ同好会	中公	毎週金曜	14:00～
NISSEI 乙女	B&G	月1回	14:00～
VURA リズム	中公	月3～4回火曜	10:00～
トールバイティンダ「グレース」	中公	月1回第4金曜又第2火曜	10:00～
エコクラブ手芸 DREAM	中公	第2・4火曜	10:00～
猪名川絵画クラブ	日公	第1・2土曜	14:00～
猪名川楽舞クラブ	ふるさと館	第1・3木曜	9:30～
水墨画クラブ	日公	第2・4金曜	13:00～
猪名川木版画同好会	日公	第2・4水曜	13:00～
創作陶芸 玩壺	ふるさと館	第2・4木曜	10:00～
染物夢工房	ふるさと館	第2・4火曜	9:00～
松尾水彩画同好会	松集	第2・4金曜	10:00～
写真クラブ 写友会	中公	第2土曜	13:00～
猪名川ホームゲーム同好会	適宜		
読書会 さわらび	日公	第1金曜	12:00～
絵本の会 ぐるんぼ	中公	第1木曜	10:00～
いながわ図書館の会 リブロ	中公	第4火曜	10:00～
Sunny English Club	中公	月3～4回水曜	19:00～
CAMEL ENGLISH CLUB	中公	第3・4日曜	14:00～
猪名川将棋同好会	日公	第2日曜	13:00～
猪名川木喰会	中公	不定期	10:00～
多田鶴山史跡保存顕彰会	中公・日公	月1回土曜	10:00～
猪名川在宅ケアを考える会	中公・ふれ公・ふらっと	年12回程度	
猪名川コロロンクラブ	中公	月1回第1火又は木曜	10:00～
家庭倫理の会 阪神北	日公	第2水曜	9:30～
猪名川万葉の会	ふれ公	第1木曜	9:00～
アスナロ俳句会	中公	第4金曜	10:00～
頸代社会サロン	中公	月1回	10:00～
古文書を楽しむ会	日公	第2・4金曜	15:00～
楽しい中国語サークル	ふるさと館	第2水曜	10:00～
いろは音読			

※略称：中央公民館（中公）・日生公民館（日公）・社会福祉会館（ふれ公）・六瀬総合センター（ふらっと）・文化体育館（文体）・松尾台集会所（松集）として表記しています。

ふれあいの広場

令和4年2月
発行 猪名川町中央公民館
〒666-0257
猪名川町白金1-74-16
072-766-8432

第19回公民館7エスタ

3月6日(日) 10時～16時に開催します!
今回の公民館7エスタは、展示の部のみの開催となります。
11団体が活動の成果を発表します。
※状況によっては、内容の変更などをとする場合があります。

1階

- 猪名川木版画同好会 ・ 水墨画クラブ
- ★猪名川社会福祉協議会によるクッキー販売(10～12時)

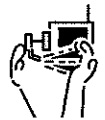
2階

- 猪名川絵画クラブ
- 猪名川染描クラブ
- 猪名川万葉の会
- エコラフト手芸 DREAM
- 写真クラブ写友会
- 猪名川図書館の会「リブロ」
- 猪名川木喰会
- 家庭倫理の会 阪神北
- 楽陶 夢工房

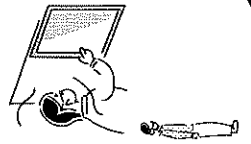
詳しい配置図は中をご覧ください

(主催) 公民館7エスタ実行委員会 (主管) 公民館登録グループ連絡協議会 (後援) 猪名川町・町教育委員会

新型コロナウイルス感染拡大防止へのご協力をお願いします



- ・マスクの着用をお願いします。
- ・手指の消毒、手洗いをお願いします。
- ・各部屋は換気をしています。
- ・人と十分な距離を保ってください。



《令和4年度生涯学習カリッジ「リバグレス猪名川」のお知らせ》

「リバグレス猪名川」については、専任講師による年間8回で修了するコースを設定し、2コースを開催しています。

令和4年度も、感染対策を講じながら実施する予定です。講師、講座日程や内容等については、4月1日の広報いながわで下記のとおり募集いたしますので、ぜひご参加ください。なお、状況により変更となる場合がございます。ご了承ください。

令和4年度実施内容予定

令和4年5月から令和5年2月(各コース概ね月1回)

Aコース(第1土曜日)「地名起源談話が語る古代の歴史」

講師 坂江渉さん、古市晃さん

Bコース(第3土曜日)「妖怪と日本人—もうひとつの日本文化史—」

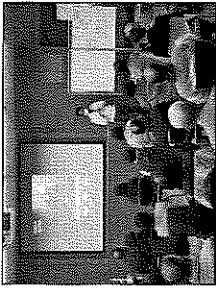
講師 小松和彦さん

1. 募集人数 各コース 75名(応募者多数の場合は抽選)

2. 募集時期 令和4年4月1日(金)から4月15日(金)

3. 受講料 1コース 3,000円(全8回分一括)

令和3年度の講義風景
(リバグレスBコース)



《皆さんも公民館講座に参加ませんか!》

中央公民館では、歴史、文学、科学、時事問題、パソコン講座などいろいろな講座を開設しています。募集等は、町広報、町ホームページ、公民館等に設置のチラシやポスターでお知らせします。

【今後開催予定の講座】

講座名:「アンデス文明の謎を辿って—日本の考古学調査60年—」

開催日時: 令和4年3月21日(月・祝) 午後2時から3時30分まで

講師: 関 雄二さん(国立民族学博物館副館長)

開催場所: 中央公民館 視聴覚ホール

募集定員: 先着30人(18歳以上の町在住・在勤の方)

申込方法: 中央公民館窓口又は電話(766-8432)

3月1日(火)より
募集開始!

【オンライン配信講座】

講座名:「春の京都の魅力〜見頃の花と行事の楽しみ方〜」

公開日時: 令和4年3月1日(火) 午前10時から3月14日(月) 午後6時まで

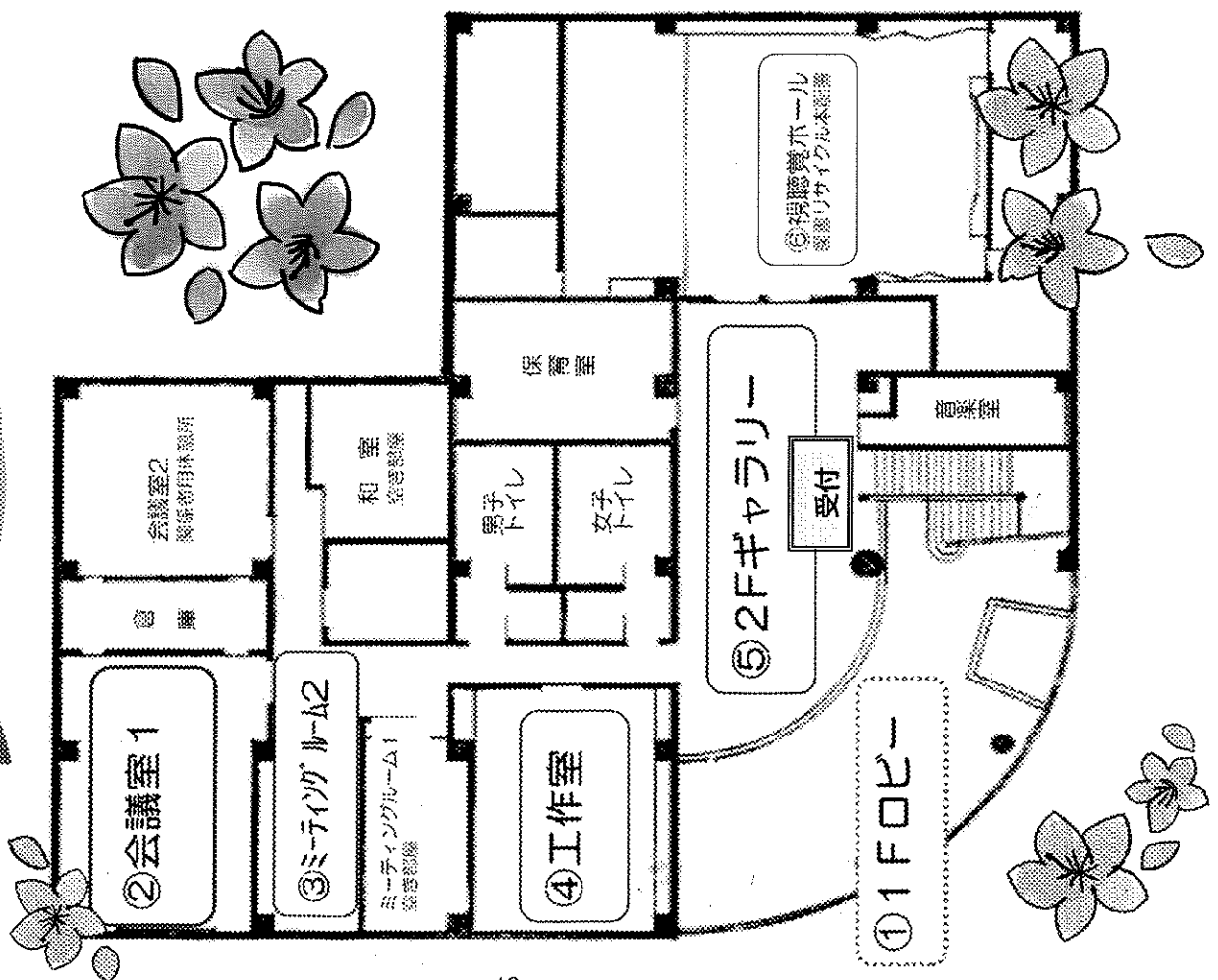
講師: 吉村 晋弥さん(京都旅屋代表)

対象: 猪名川町在住・在勤の方

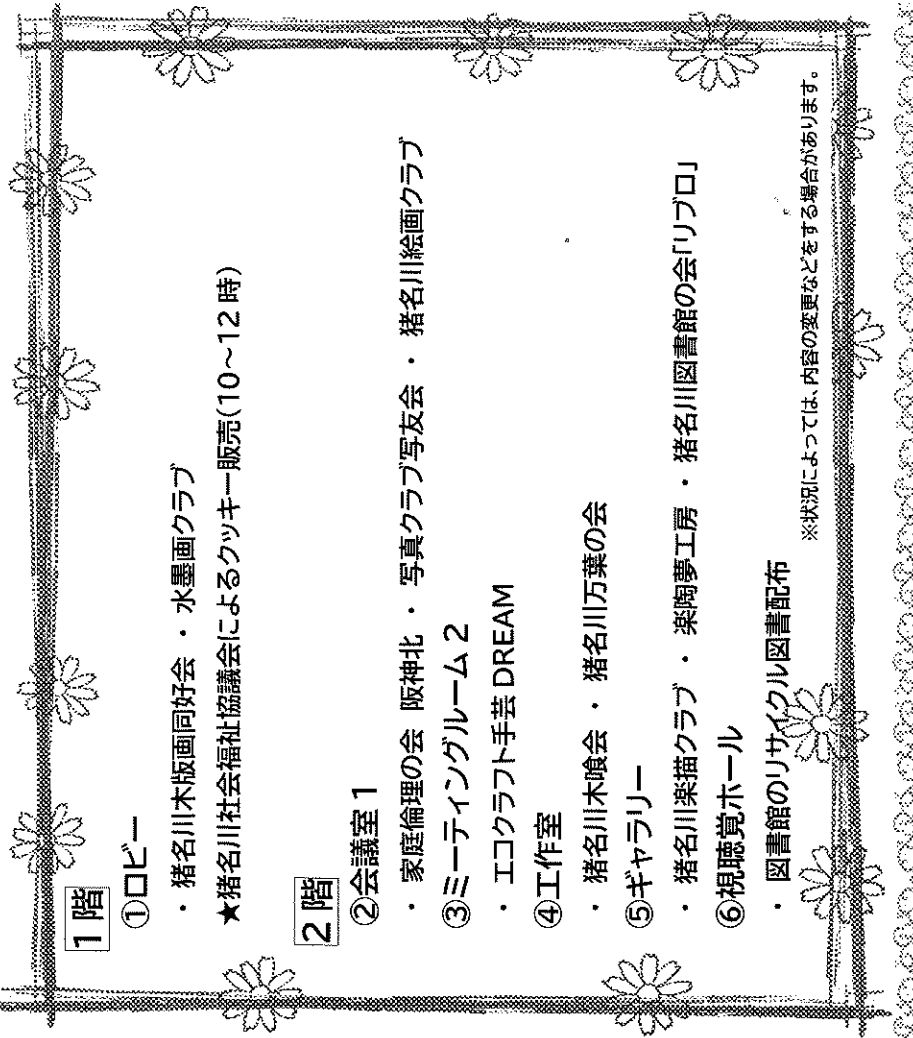
申込期限: 令和4年2月1日(火)から2月27日(日) ※人数制限はありません。

申込方法: 中央公民館窓口又は電話(766-8432)・FAX(766-8345)、電子申請

館内図



公民館フェスタは、公民館を拠点に活動する公民館活動グループの発表の場です。今回は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためステージの部はありませんが、展示の部に11団体が参加しております。



ご来館の方へ

イベントの開催にあたり、**2階受付**で来館者の連絡先の提出をお願いしています。連絡の取れる電話番号をご記入ください。保健所等から要請があった場合は、名簿として提出することがありますのでご了承ください。用紙は一定期間保管後、破棄します。



公民館年報

令和4年度 公民館年報
(令和3年度事業報告)
令和4年7月発行

編集・発行 猪名川町中央公民館

〒666-0257

兵庫県川辺郡猪名川町白金 1-74-16

TEL 072 (766) 8432